

# 「ASEAN・インド・豪州におけるFTAの進行状況」

三菱東京UFJ銀行  
アジア法人業務部

## 《目次》

1. 加速するFTAの流れ	2p
2. ASEAN・インド・豪州におけるFTA概観	3p
3. 各エリア・各国別におけるFTA進行状況	4p
(1) ASEAN	4p
① AFTAについて	5p
② AICOについて	7p
③ ASEAN—中国FTA	7p
④ ASEAN—日本FTA	10p
⑤ ASEAN—インドFTA	10p
(2) シンガポール	11p
① シンガポール—インドFTA	12p
② シンガポール—米国FTA	13p
(3) タイ	14p
① 日本—タイ経済連携協定	15p
② タイ—オーストラリアFTA	21p
(4) マレーシア	22p
○ 日本—マレーシア経済連携協定	23p
(5) インドネシア	24p
(6) ベトナム	25p
(7) インド	26p
○ インド・タイ間のFTAにおける早期関税引き下げ品目	28p
○ インド・ASEAN間のFTAにおける早期関税引き下げ品目	30p
(8) オーストラリア	33p
(9) 日本	34p
(10) 中国	35p
4. ASEAN・インド・豪州進出日系企業へのFTAのインパクト	36p
5. FTA関連用語	37p
6. FTA関連サイトと参考文献	40p

## 1. 加速するFTAの流れ ～ 事業機会と脅威が生じる ～

自由貿易協定（以下 FTA）を活用した地域統合の流れが、ASEAN・インド・豪州地域で加速している。ASEANは91年に提唱されたASEAN自由貿易地域(AFTA)によりASEAN「域内」各国の経済協力を進めてきたが、その後、シンガポール・タイの両国が積極的にASEAN「域外」各国との二国間貿易協定交渉を進めてきた。最近では、マレーシアやインドネシアもASEAN域外諸国とのFTA交渉を開始している。また、ASEANへのFTAアプローチを開始した中国に対抗して、日本・インドもASEANとのFTA交渉を開始しており、今後10年間にアジア地域の経済統合は一気に進む見込みである。

FTAが締結されると締結国間の関税が引き下げられるため、当該国に進出している日系企業にとっては原料・部材調達価格の低下や製品輸出機会の拡大が生じる可能性がある。逆に関税が下がることで競争力のない産業は他国からの安価な製品流入の脅威に晒されることになる。また、FTAの締結された地域の外に生産拠点があると価格競争の面で不利になるリスクがある。

なお、FTAによる関税下げメリットを実際に享受するには、当該FTAにおける「原産地規則」を満たす必要がある。FTAによるメリットがあるかどうかを調べるには、輸出する製品について、①輸出国から輸入国への輸出時の輸入国側の「通常関税率」をチェックした後に、②「FTAにより適用される関税率」を調べ、両者を比較し、これに、③「原産地証明取得のコスト」も考慮することが必要である。本レポートでは、読者の方の利便性を考慮して、主要なFTAの詳細を参照できるウェブ・サイトのアドレスや一部のFTAにおける早期関税引き下げ措置の対象品目名も記載している。

## 2. ASEAN・インド・豪州におけるFTA概観

現在のASEAN・インド・豪州のFTA進行状況は次の通り。既に締結された●印のものに加え、交渉中のもの(◎)や研究中のもの(○)が増えている。

なお、日系企業の経営にインパクトの大きいと考えられるASEAN10カ国と日本のFTA、ASEAN10カ国と中国のFTAなどの進行状況は「ASEAN」の欄をご参照。

本表は、各国・各エリアのFTAを横軸で見えて確認する形で、作成している。

【ASEAN・インド・豪州におけるFTA進行状況】

	国名																			エリア名																												
	ASEAN	日本	インド	豪州	中国	香港	マカオ	NZ	韓国	台湾	パキスタン	スリランカ	米国	メキシコ	UAE	エジプト	モロッコ	シリア	クウェート	カタール	バーレーン	ヨルダン	チリ	ペルー	パナマ	カナダ	アイスランド	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	S AFTA	BIMSTEC	GCC	CEU	EFTA	太平洋4カ国	日中韓	SACU	メルコスール					
ASEAN(全体)	●◎◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
シンガポール	●	●	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
タイ	●	●	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
マレーシア	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
インドネシア	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
フィリピン	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ブルネイ	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ベトナム	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ミャンマー	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
カンボジア	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ラオス	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
日本	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
インド	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
豪州	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中国	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

※「●」はFTA締結済み。「◎」は交渉中。「○」は研究中。「×」は交渉中断。

※GCC=湾岸協力会議: サウジアラビア、オマーン、UAE、バーレーン、カタール、クウェート。

※CER=オーストラリア、ニュージーランド。

※EFTA=欧州自由貿易連合: European Free Trade Association。加盟国: スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン。

※BIMSTEC=タイ、インド、ミャンマー、バングラディッシュ、スリランカ、ブータン、ネパール。

※太平洋4カ国(SEP): ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール。このFTAについては、個別国のマスに◎を記している。

※SACU=南部アフリカ関税同盟: 南アフリカ、スワジランド、ナミビア、ボツワナ、レソト。

※SAFTA=南アジア7カ国。バングラディッシュ、ブータン、インド、モルジブ、ネパール、パキスタン、スリランカ。

※メルコスール=アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ。

### 3. 各エリア・各国別におけるFTA進行状況

ここでは、まず ASEAN および ASEAN と各エリア・各国のFTA進行状況を見たのち、ASEAN 諸国の中で、FTA締結に積極的なシンガポール、タイを始めとする ASEAN 主要国のFTA交渉の動向を整理している。合わせてインド、オーストラリア、日本、中国の各国・各地域とのFTA動向も記載した。

#### (1) ASEAN

ASEANは域内の経済統合を進めてきた。2002年以降、中国・日本・インドの3大国とのFTAについても交渉を進めている。既に中国との間での農産品関税の引き下げが実現するなどアジアにおける大自由貿易経済圏が2010年から2016年にかけて完成していく見込み。2007年8月ASEAN事務局長は「日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドとのFTA締結に優先的に取り組んだ後、他地域との交渉に取り組む」という考え方を示している。

#### 【ASEANのFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況
ASEAN (AFTA)	締結済 1992年1月28日発効。 名称:「ASEAN自由貿易地域」(AFTA)。 ⇒原加盟6カ国の関税撤廃を2010年に達成。 ⇒新加盟4カ国(ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア)の関税を原則2015年に撤廃。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。一部、関税番号変更基準。
中国	締結済 2002年11月FTAの枠組みに基本合意。 ⇒農林水産物500品目の関税を2004年1月から引き下げ2006年1月ゼロに(アーリーハーベスト)。 2004年11月物の貿易に関わるASEAN中国FTA協定署名。 ⇒2005年7月1日からノーマルトラック品目の関税下げ開始。 ⇒原加盟6カ国のノーマルトラック品目の関税撤廃を2010年に達成。 ⇒新加盟4カ国(ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア)のノーマルトラック品目の関税を2015年に撤廃。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
韓国	締結済 2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。 2005年12月基本合意。2006年5月関税引下げ品目で合意。 2007年6月からマレーシア、インドネシア、シンガポール、ベトナム、ミャンマーとの間で発効。 フィリピン、カンボジア、ラオス、ブルネイとは2007年内に発効予定。タイはコメ開放問題で未発効。 ⇒2010年までに90%の品目の関税を撤廃、2016年までに残り7%の品目の関税を0-5%に引下げ。北朝鮮の開場工業団地等の経済特区での生産品100品目に優遇税率適用。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更基準」。 (参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: <a href="http://www.aseansec.org/akfta.htm">http://www.aseansec.org/akfta.htm</a> )
日本	交渉中 2003年10月FTAの枠組みに基本合意。 ⇒2005年4月交渉開始。2007年5月物品貿易について原則合意(=大筋合意)した。 ⇒2007年8月経済連携協定(EPA)締結で大筋合意。日本側は輸入額の9割の関税を撤廃する。 ⇒2007年11月に最終合意を予定。2012年の完了を目指す。
インド	交渉中 2003年10月FTAの枠組みに基本合意。 ⇒関税引き下げ品目に関する協議は2004年1月開始し2005年6月30日完了予定だったが、期限までに合意できなかった。このため、以下(※)の基本合意項目が実行されずにいる。 (※⇒2006年1月1日関税引き下げ開始。 ・シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、ブルネイとは2011年12月31日関税下げ完了。 ・カンボジア、ミャンマー、ベトナム、ラオスとは2016年12月31日関税下げ完了。 →インド側は2011年12月31日関税下げ完了。 ・フィリピンとは2016年12月31日関税下げ完了。 (※⇒アーリーハーベスト(105品目): 農水産品、化学品、ゴム製品など広範囲。 ・ASEAN原加盟6カ国とは2005年4月開始。2007年10月31日完了。 ・ASEAN新加盟4カ国とは2005年4月1日開始。2010年10月31日完了。 ⇒2007年11月の合意を目指して作業中だが双方の意見の隔たりは大きいと報じられている。 (参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: <a href="http://www.aseansec.org/15279.htm">http://www.aseansec.org/15279.htm</a> )
オーストラリア・ ニュージーランド (CER)	交渉中 2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。 2005年2月交渉開始。2008年半ばの合意、2008年8月の調印を目指して作業中。
EU	交渉中 2007年5月交渉開始で合意。
日中韓 (または16カ国)	研究中 2007年8月 ASEAN+日中韓の13カ国による「東アジアFTA」に関するフェーズ2報告。 ⇒上記にインド、オーストラリア、ニュージーランドを加えた16カ国によるFTAも研究。

(出所)各種報道、ASEAN事務局ホームページより三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

## ① AFTAについて

ASEAN 自由貿易地域(AFTA: ASEAN Free Trade Area)は、1993年1月にマレーシア、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイの6カ国(以下原加盟6カ国)の結ぶ共通効果特惠関税(CEPT: Common Effective Preferential Tariff)協定を基本にスタートした。

AFTAのコンセプトは、「ASEAN域内の一国または複数国で付加価値の40%以上が生み出された製品(※)を『ASEAN製品』とし、CEPT適用品目リスト(IL: Inclusion List)に組み込み関税を引き下げる」というもの。関税品目は、次の5つに分類される。

※ASEAN各国間で計算方式にばらつきがある。付加価値の40%(=現地調達率40%)についてタイのケースでは「FOB価格に占めるASEAN域外から調達した部材の割合が60%を超えないもの」と定義して計算している。CEPT活用のための申請にはフォームD(原産地証明)を取得する必要がある。

## 【AFTA関税品目分類】

①CEPT適用品目 (IL: Inclusion List)	関税率を5%以下に引き下げる対象品目。 ASEAN内での付加価値率40%以上。
②一時的除外品目 (TEL: Temporary Exclusion List)	CEPT適用品目への移行準備が整っていない品目。 一定期間内にCEPT適用品目に移行する。
③センシティブ品目 (SL: Sensitive List)	CEPT適用品目への移行を弾力的に行う品目。 主に野菜・果実・穀類・肉類などの農産品が対象となる。
④高度センシティブ品目 (HSL: Highly Sensitive List)	原加盟6カ国についてCEPT適用品目への移行を2010年1月1日 までとする未加工農産品。主にコメ関連品が該当する。
⑤一般的除外品目 (GEL: General Exclusion List)	関税率削減対象としない品目。防衛、人間や動植物の生命・健康 の保護に関する品目。学術的、歴史的、考古学的価値のあるもの の保護に関する品目。

ASEAN事務局の発表によると原加盟6カ国のCEPT適用品目のうち、2007年時点で関税率5%以下のものがCEPT適用品目数の98.7%に達しており、平均関税率は1993年の12.76%から2007年には1.51%に下がっている。新加盟4カ国(ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオス)のCEPT適用品目のうち、2007年時点で関税率5%以下のものが83.1%に達している。また新加盟4カ国の関税対象品目数にCEPT適用品目数が占める比率は98.2%である。

AFTAの国別品目別関税率は<http://www.us-asean.org/aftatariffs.asp>で確認可能。

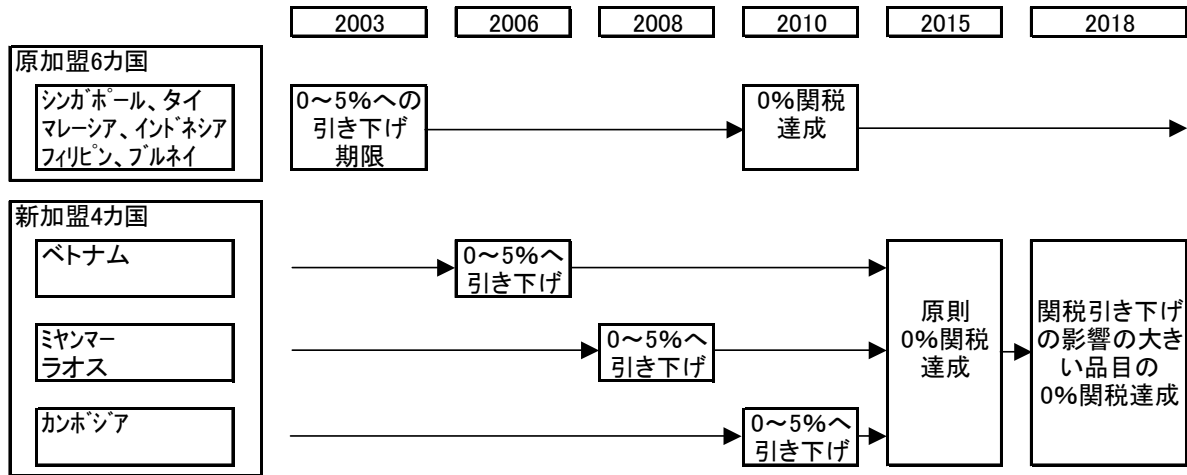
## 【AFTAにおける関税引き下げの状況(2007年)】

	適用品目数 (IL)		一時的除外 品目数(TEL)	一般的除外 品目数(GE)	センシティブ 品目数(SL)	合計
	関税5%以下	5%超				
マレーシア	12,504	12,439	34	0	89	12,593
インドネシア	8,619	8,619	0	0	96	8,732
シンガポール	10,705	10,705	0	0	0	10,705
タイ	8,301	8,288	13	0	0	8,301
フィリピン	11,444	11,369	75	0	27	11,490
ブルネイ	10,598	9,924	674	0	104	10,702
原加盟6カ国	62,171	61,344	796	0	316	62,523
ベトナム	10,523	10,285	238	0	166	10,689
ミャンマー	10,611	9,325	1,286	0	51	10,689
カンボジア	10,454	5,301	5,153	0	181	10,689
ラオス	10,389	9,960	429	0	98	10,690
新加盟4カ国	41,977	34,871	7,106	0	496	42,757
ASEAN10合計	104,148	96,215	7,902	0	812	105,280

(出所)ASEAN事務局

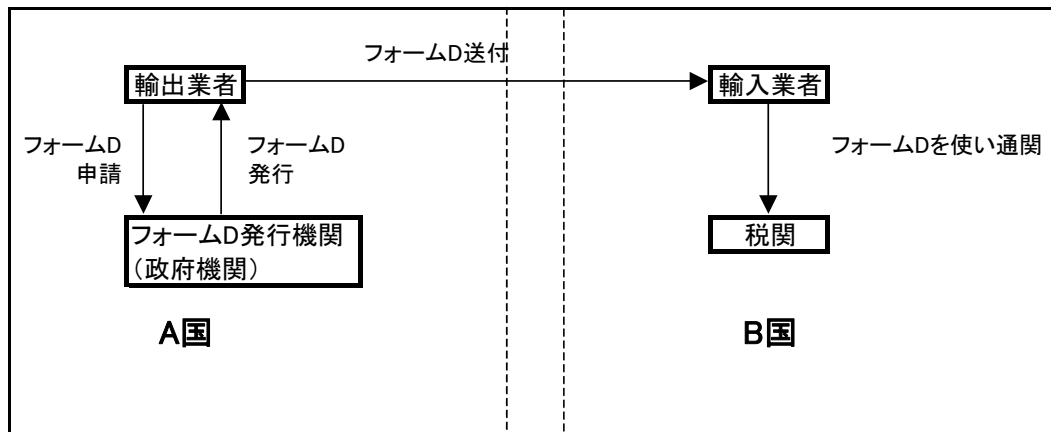
CEPT 適用品目の関税引き下げスケジュールは、0～5%への引き下げ期限は、原加盟6カ国が2003年、新加盟4カ国はベトナムが2006年、ミャンマー・ラオスが2008年、カンボジアが2010年。関税撤廃の時期は、原加盟6カ国が2010年、新加盟4カ国は2015年となっているが新加盟国分については状況に合わせた例外措置が認められている。また新加盟国については関税引き下げの影響が大きい品目について引き下げの時期を2018年にすることが認められている。

【AFTA: CEPT適用品目の関税下げスケジュール】



「CEPT を活用した ASEAN 域内取引」の ASEAN 域内総貿易量に占める比率は2002年時点でタイ11.2%、マレーシア4.1%と低かったが増加傾向にある。CEPT 活用が進んでいない理由には以下がある。①企業側が手続きを知らない、②日本など ASEAN 域外から原材料を調達している場合は現地調達率40%をクリアできない、③一般関税率の水準が既にCEPTの関税率と遜色ないほど低下している、④輸出企業については現地の投資管轄官庁から原材料や部品の輸入関税が免除されているケースがあり申請の必要がない、⑤申請、原産地証明(フォームD)の取得に手間と時間がかかるので輸出金額が大きくないものは申請しない、⑥原産地証明申請に原価計算や生産工程を公開することを躊躇。

【フォームD(原産地証明)取得と利用の流れ】



(出所)ジェトロ・バンコク資料より作成

※フォームD申請に必要な書類は、コスト明細書・製造工程表などが各国で異なる

## ② AICO について

AICO (ASEAN Industrial Cooperation : ASEAN 産業協力) は AFTA に先駆け ASEAN 域内の製造業のみを対象に 5% 以下の低率関税を適用するスキーム。ASEAN で操業する企業間の協力促進による ASEAN の工業化を狙い 1996 年 11 月スタートした。次のような特徴がある。①対象となるのは製造業のみで全ての製造業種の原材料・中間製品・完成品が対象となる、②申請する企業の現地資本比率が 30% 以上であること (1999 年 1 月から 2001 年末までは現地資本要件は一時的に撤廃)、③ (明文化はされていないが) 各企業単位で ASEAN 各国間の貿易バランスがとれていること、④AICO 申請は ASEAN 各国政府に個別に行うこと、⑤AICO スキームの利用により中間製品・完成品を製造するには原材料・中間製品の輸入にも低率関税が適用されること、⑥同スキームで輸入された部品も国産化率計算の際にカウントできること。本スキームは 1998 年 2 月に初めての認可がなされた。導入当初は申請から認可まで 1 年以上必要なこともあった。現在も認可にはある程度の期間が必要。

2005 年 4 月時点の AICO スキーム認可件数は 129 件 (自動車関連 115、電気・電子製品 7、食品加工 5、農業用機械 1、ガラス 1)。自動車・自動車部品関連が 89% を占める。これは高関税が課せられていた自動車関連産業が AICO スキームで低率関税メリットを享受しようとしたのが主因。最近では依然として高関税のマレーシア自動車関連の認可が増えている。

## ③ ASEAN—中国 FTA (ACFTA = ASEAN—China Free Trade Area)

ASEAN との経済関係の緊密化を目指す中国からの積極的なアプローチにより、2002 年 11 月に ASEAN—中国経済連携協定が署名された。2003 年 10 月からアーリーハーベスト (早期関税引き下げ) として、タイとの間で農林水産物 (HS 分類コード第 1 類～第 8 類) の関税下げが行われ、2004 年 1 月からはその他諸国 (フィリピンは 2006 年 1 月から) との間でも農林水産物の関税下げが行われた。当該品目の関税率は 2006 年に 0% になっている。

本協定の対象分野は、モノの貿易 (アーリーハーベストを含む)、サービス貿易、投資及び経済協力等を含む。

- A. ACFTA の設立は、中国及び ASEAN 原加盟 6 カ国 (注 1) については 2010 年までに、新規 ASEAN 加盟 4 カ国 (注 2) については 2015 年までに実現 (自由化を完了) する。

(注 1) ASEAN 原加盟 6 カ国 : ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ

(注 2) 新規 ASEAN 加盟 4 カ国 : カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム

- B. 関税の削減・撤廃の実施に当たっては、「通常分野 (ノーマル・トラック)」と慎重な対応が必要な「例外分野 (センシティブ品目 [SL])」に分け、通常分野は 2005 年から段階的に自由化を開始する。
- C. モノやサービスに関する自由化措置を前倒しで実施するアーリーハーベストとして、農林水産品 (HS 分類コードの第 1 類～第 8 類 : 肉、魚介類、野菜、果物、酪農品など) の自由化を 2004 年 1 月 1 日までに先行実施する (ただし、アーリーハーベストからの例外品目や、HS 第 9 類以降の品目をアーリーハーベストの対象に含める特別品目も一部存在する)。

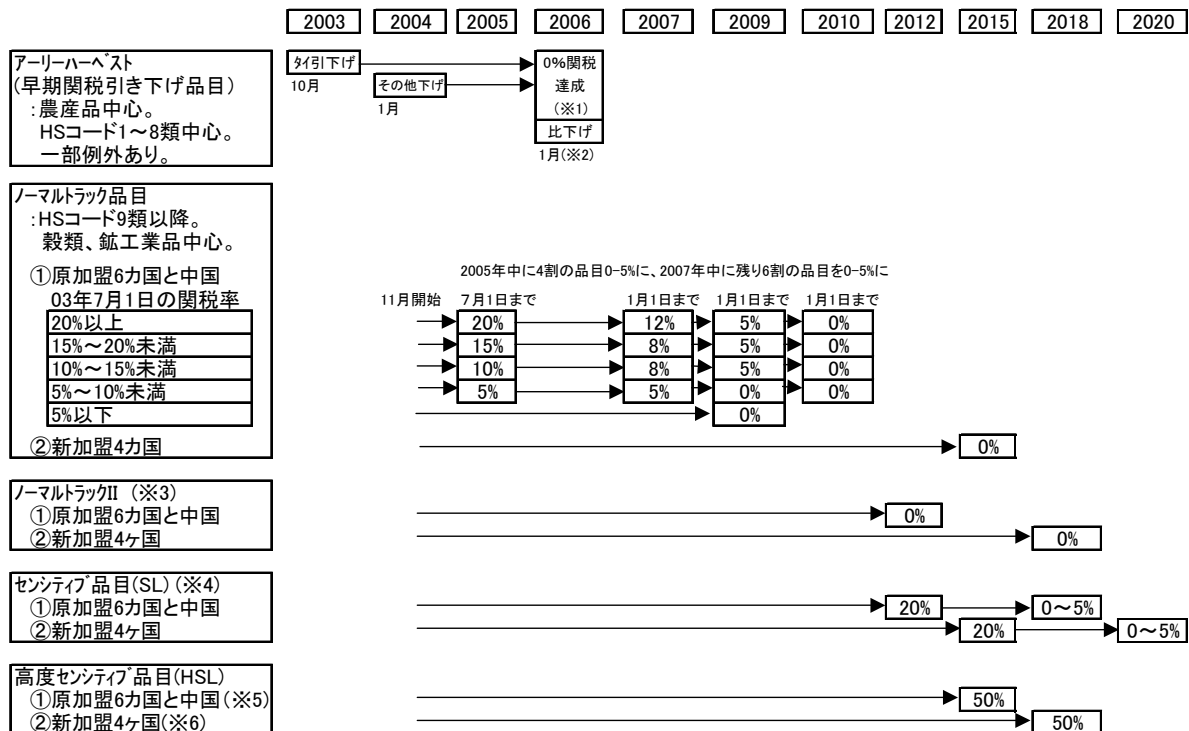
- D. サービス分野は、相当な範囲を対象とした自由化を漸進的に行う。新たな規制は禁止。
- E. 投資の促進と、自由で透明な競争力ある投資ルールを目指し、投資規制の段階的緩和などを交渉。投資保護も規定。
- F. 中国はASEANのWTO非加盟国であるカンボジア、ラオス、ベトナムに最恵国待遇を与える。

### 関税引き下げのスケジュール

アーリーハーベスト対象品目については既に関税はゼロになっている。また、ノーマル・トラック品目も2005年に関税引き下げが開始されており、2007年にはさらに関税引き下げが実施された。自社の製品が関税引き下げ対象となっているノーマル・トラックに入っているかどうかは、[http://www.aseansec.org/acfta\\_tif/annex\\_1.zip](http://www.aseansec.org/acfta_tif/annex_1.zip) で確認可能。

その他の品目については、段階的に関税が下がるが、関税引き下げ時期の遅いセンシティブ品目や高度センシティブ品目が多いため、鉱工業製品に関税引き下げメリットが出る時期は多くの品目で数年後。また、高度センシティブ品目に指定されている場合は50%の高関税が維持される。

【ASEAN－中国FTA：関税下げスケジュール】



※1: 例外品目あり＝マレーシア、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス  
 例外品目なし＝インドネシア、シンガポール、タイ、ブルネイ、ミャンマー  
 ※2: 比＝フィリピン  
 ※3: ノーマルトラックII＝各国が選ぶ150品目以内の品目  
 ※4: 400品目以下かつ輸入額の10%以下  
 ※5: 高度センシティブ品目＝センシティブ品目の40%以下か100品目以内のいずれか少ない方  
 ※6: 高度センシティブ品目＝センシティブ品目の40%以下か150品目以内のいずれか少ない方  
 ※7: 各国のセンシティブ品目リストはASEAN事務局ウェブサイトFTA協定文3-2(B) Annex2参照。Http://www.aseansec.org/16646.htm  
 ※8: 原産地規則はASEAN事務局ウェブサイトFTA協定文3-2(B) Annex3参照。Http://www.aseansec.org/16646.htm  
 現地調査比率は40%以上

(出所) ASEAN中国包括的経済協力枠組み協定、JETRO資料を基に三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成



## アーリーハーベスト（早期関税引き下げ）品目

アーリーハーベスト（早期関税引き下げ）品目となっているHSコード1～8類とは次の分類の品目を指す。穀類等を除く農林水産品である。なお、国別に例外品目があり以下のサイトで確認できる。<http://www.aseansec.org/13197.htm>

【ASEAN中国FTAのアーリー・ハーベストの対象となっているHSコード1-8類の品目（例外あり）】

	日本語		英語	
	類	分類	Chapter	Description
動物（生きているものに限る）及び動物性生産品	第1類	動物（生きているものに限る）	1	Live animals
	第2類	肉及び食用のくず肉	2	Meat and Edible Meat Offal
	第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	3	Fish
	第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	4	Dairy Produce
	第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く）	5	Other Animals Products
植物性生産品	第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	6	Live trees
	第7類	食用の野菜、根及び塊茎	7	Edible Vegetables
	第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	8	Edible Fruits and Nuts

（出所）ASEAN事務局ホームページおよび実行関税率表（日本関税協会）より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

## 原産地規則 (ROO: Rules of Origin)

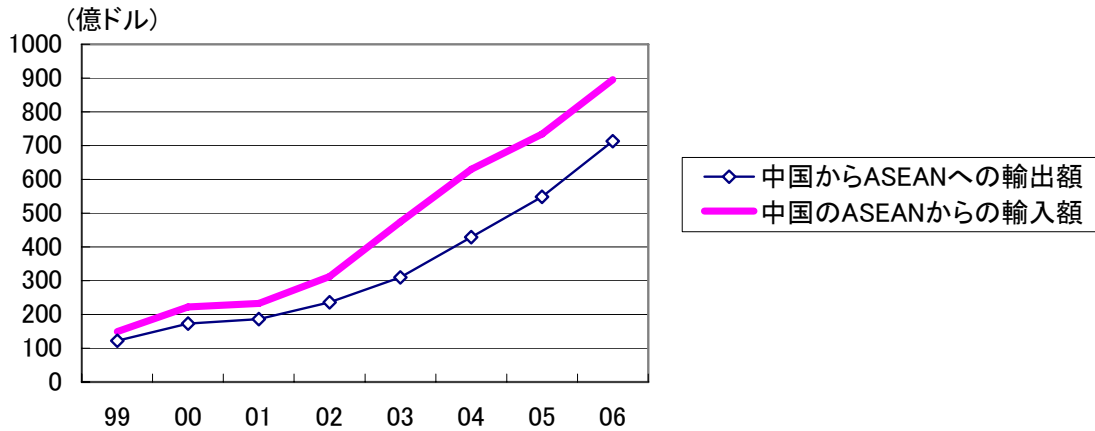
ASEAN中国FTAの対象品目となるためには「現地調達率 40%以上の付加価値基準」を満たす必要がある。また、この40%の付加価値はASEANおよび中国での付加価値の総額（=累積）で計算される。このため、ASEAN域内で40%の付加価値が要求されるAFTA（ASEAN自由貿易地域）の規定より使い勝手がよいとの見方がされている。輸出にあたっては、輸出国政府の認証機関から認証を得て、原産地証明書「フォームE」を入手する必要がある。原産地規則の詳細（計算式や申請書類）については、[http://www.aseansec.org/acfta\\_tif/annex\\_3.zip](http://www.aseansec.org/acfta_tif/annex_3.zip) ご参照。

【ASEAN-中国FTAにおける付加価値率の計算式】

$$\frac{\text{Value of Non-ACFTA materials} + \text{Value of materials of Undetermined origin}}{\text{FOB Price}} \times 100\% < 60\%$$

## 《ご参考》ASEANと中国との間の輸出・輸入額の推移

～両地域の経済発展とともに、貿易額は順調に増加している。



(出所) CEICより三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

## ④ASEAN－日本 FTA (ASEAN－日本 EPA)

ASEANと日本は2003年10月にFTAの枠組みに基本合意し、2005年4月から交渉を開始した。2007年5月物品貿易について原則合意(=大筋合意)した。日本側は関税の9割を即時撤廃する。投資・知財等についても経済連携協定(EPA)の中に含まれる予定。2007年11月の締結を目指している。

## ⑤ASEAN－インド FTA

ASEANとインドのFTAについては2003年10月に枠組みで基本合意し、交渉が続けられている。2006年1月から関税引き下げを開始する予定であったが、原産地規則についてASEAN側が「付加価値ベースで40%以上」、インド側は「関税番号変更基準」を主張している他、関税率引き下げにより、「茶、コーヒー、コショウ、パーム・オイル」(※)などのASEANからインドへの輸出が加速することで、インド国内の農民が深刻なダメージを受けることが懸念されているのがネックとなっている。

※関税率は、「茶とコーヒー」が現在の100%から2018年には50%に、「コショウ」が現在の70%から50%に引き下げられる方向で検討されているもの。インド側はこれら品目を関税引き下げ対象外とすることを求めている。

(2) シンガポール …FTA サイトは <http://www.iesingapore.gov.sg/wps/portal/FTA>

シンガポールは工業国であり関税率が低いことからFTA交渉が行いやすい立場にある。アジア通貨危機後、ASEANが経済的に地盤沈下することを恐れたシンガポールは、2000年後半以降ASEAN域外の各国との二国間FTA交渉を積極化させている。

【シンガポールのFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況	
ニュージーランド	締結済	2000年11月「ニュージーランド・シンガポール経済連携緊密化協定」(ANZSCEP)に署名。 2001年1月発効。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
日本	締結済	2002年1月「日本・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)」に署名。 2002年11月発効。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部は「現地調達比率(=累積付加価値比率)60%以上」と選択可。
欧州自由貿易連合(EFTA)(※1)	締結済	2002年2月「EFTA・シンガポール協定(ESFTA)」に署名。 2003年1月発効。
オーストラリア	締結済	2003年2月「シンガポール・オーストラリアFTA(SAFTA)」に署名。 2003年7月発効。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)50%以上または30%以上」。
米国	締結済	2003年5月「米国・シンガポール自由貿易協定(USSFTA)」に署名。 2004年1月発効。 ⇒シンガポールから米国への輸出品78.7%の関税を撤廃。4年以内に92%に拡大。 米国からシンガポールへの全輸出品の関税を撤廃。 ⇒米国はシンガポールから米系金融機関への市場開放や医療用ガム解禁を引き出した。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%~60%以上(主にエレクトロニクス製品)」、「関税番号変更基準」。
インド	締結済	2003年5月交渉開始。2005年6月締結。8月発効。包括的経済協力協定(CECA)。 ⇒シンガポールは即時全品目の関税撤廃。 ⇒インドは即時506品目の関税撤廃。2005年8月から2009年4月に2,202品目の関税撤廃。2,407品目の関税を5割削減。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」と「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
韓国	締結済	2003年3月共同研究を開始。2004年2月交渉開始。2006年3月発効。 ⇒シンガポールは即時全品目の関税撤廃。 ⇒韓国は6,724品目、輸入額の59.7%の関税を即時撤廃。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部「現地調達比率(=累積付加価値比率)」。
ヨルダン	締結済	2003年6月交渉開始に合意。2005年8月締結。 ⇒ヨルダンは協定発効後10年以内にシンガポールからの輸入品97.5%の関税を撤廃、シンガポールはヨルダンからの全輸入品の関税を撤廃予定。
パナマ	締結済	2006年3月調印。2006年7月発効。
太平洋4カ国(※2)	締結済	2006年5月ニュージーランド発効。7月ブルネイ発効。11月チリ発効。
ペルー	交渉中	2006年2月交渉開始。2007年9月基本合意。
メキシコ	交渉中	2000年7月交渉開始。
カナダ	交渉中	2002年1月交渉開始。
スリランカ	-	2003年10月協議開始。包括的経済協力協定(CEPA)。
バーレーン	交渉中	2003年10月 2004年半ばの交渉開始で合意。
中国	交渉中	2006年8月交渉開始。
エジプト	交渉中	2006年11月交渉開始。
パキスタン	交渉中	2004年4月 シンガポール政府が2004年後半に協議開始の意向を示す。
カタール	交渉中	2005年6月実質合意。
クウェート	交渉中	2006年6月実質合意。
ウクライナ	交渉中	2007年5月交渉開始。
モロッコ	交渉中	2007年1月交渉開始で合意。
湾岸協力会議(GCC)(※3)	交渉中	2006年11月交渉開始で合意。

(出所)各種報道、シンガポール政府ホームページより三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

※1. EFTA: スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェイ、アイスランド

※2. 太平洋4カ国(SEP): ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール

※3. GCC6カ国: アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート

## ①シンガポールーインド FTA (CECA=Comprehensive Economic Cooperation Agreement)

シンガポール進出企業にとって、注目度の高いFTAはインドとの間の二国間FTAである。本FTAは2005年8月に発効した。シンガポールではCECA(シーカ)と呼ばれている。モノの関税引き下げに加え、サービス貿易、投資、人の移動などもカバーされた協定となっている。本FTAはインドがASEANの国と結ぶ初めてのFTAである。

シンガポール側は協定発効と同時に全品目の関税を撤廃した。新たにビールなど酒類6品目の関税率が0%になった。

インド側は、

- ① アーリーハーベスト：506品目の関税を協定発効(2005年8月1日)と同時に撤廃。
- ② 関税撤廃品目：2005年8月1日から2009年4月1日の間に2,202品目の関税を撤廃。
- ③ 関税削減品目：2005年8月1日から2009年4月1日の間に2,407品目の関税を5割削減。
- ④ ネガティブリスト：残りの6,551品目は関税引き下げの対象外とする。

という対応を行った。

②と③の関税引き下げスケジュールは以下の表の通り。協定のAnnex2Aにインド側の関税引き下げ品目に関する記載がある。エレクトロニクス製品(HDD、LCDなど)は多数①に入っているが、元々インド側の関税率が低い。化学品は、②、③、④に含まれている。

詳細は下記、シンガポール政府ホームページご参照。①がP2-13、②がP14-78、③がP79-148、④がP149-に掲載されている。

[http://www.iesingapore.gov.sg/wps/wcm/connect/resources/file/ebc35041914ff97/ceca\\_annex2a.pdf?MOD=AJPERES](http://www.iesingapore.gov.sg/wps/wcm/connect/resources/file/ebc35041914ff97/ceca_annex2a.pdf?MOD=AJPERES)

【CECAにおけるインド側の関税引き下げスケジュール(引下げ比率)】

	2005年8月1日 から	2006年4月1日 から	2007年4月1日 から	2008年4月1日 から	2009年4月1日 から
②関税撤廃品目 Phased Elimination List	10%	25%	50%	75%	100%
③関税削減品目 Phased Reduction List	5%	10%	20%	35%	50%

本協定における原産地規則は、①現地調達比率(ローカルコンテンツ)40%以上、②関税分類変更(タリフジャンプ)がHSコード4桁で行われていること、の2つの要件を満たすことが条件となっている。①については、直接計算方式、間接計算方式のどちらで計算してもよい。

【直接計算方式】Direct Method	
$\frac{\text{締結国で調達した材料費} + \text{直接労務費} + \text{直接共通経費} + \text{利益}}{\text{FOB価格}} \times 100$	$\geq 40\%$
【間接計算方式】Indirect Method	
$\frac{\text{締結国以外で調達した材料費}}{\text{FOB価格}} \times 100$	$\leq 60\%$

## ②シンガポール－米国 FTA (USSFTA = US Singapore Free Trade Agreement)

シンガポールと米国の FTA は 2004 年 1 月発効した。米国にとっては ASEAN 加盟国との初めての FTA である。本協定には、知的財産の保護、電子商取引についての取決めも含まれている。また、原産地規定について先進的な取決めがなされている。

関税引き下げスケジュールは、即時撤廃、2004-2008 年に 4 回に分けて引き下げ、2004-2012 年に 8 回に分けて引き下げ、2004-2014 年にかけて 10 回に分けて引き下げ、2014 年に撤廃、その他、に分かれている。シンガポールから米国への輸出品 78.7%の関税が撤廃される。この比率は 4 年以内に 92%に拡大される。また、米国からシンガポールへの全輸出品の関税が撤廃された。

本 FTA では、シンガポールを経由して米国に輸出される「IT 機器、医療機器」の合計 152 品目について、原産地国がシンガポールでなくとも米国側の関税を免除する「源泉統合計画 (ISI : Integrated Sourcing Initiative)」という制度が導入されている。ISI の対象となる品目については米国側での税関使用料 (MPF、税関申告額の 0.21%) も免除される。ISI の対象品目リストについては、以下のウェブ・サイトご参照。

[http://www.iesingapore.gov.sg/wps/wcm/connect/resources/file/ebfe33427429367/FTA\\_USSFTA\\_Agreement\\_AnneX3B.pdf?MOD=AJPERES](http://www.iesingapore.gov.sg/wps/wcm/connect/resources/file/ebfe33427429367/FTA_USSFTA_Agreement_AnneX3B.pdf?MOD=AJPERES)

(3) タイ

1999年頃から各国とのFTAの協議を開始したタイは、2001年のタクシン政権誕生後、米国、中国、日本、インドなど大国との交渉を活発に行った。インドとのFTAによるインド側の輸入関税引き下げにより、タイ進出日系製造業のインド向け輸出拡大の可能性が高まると考えられる。

【タイのFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況																												
ラオス	締結済 1991年6月締結																												
オーストラリア	締結済 2002年8月交渉開始。2004年7月調印。2005年1月1日発効。 ⇒タイの輸出品5055品目中49%は発効後即時関税0%に、残りのうち44%は2010年までに関税0%に。オーストラリアの輸出品6108品目中83%は即時関税0%に、13%は2010年まで、4%は2015年までに関税0%に ※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部は「現地調達比率(=累積付加価値基準)」。2004年2月交渉開始。2005年9月基本合意。2007年4月署名。11月1日発効予定。 ⇒日本からタイへの輸出額の約97%、タイから日本への輸出額の約92%の関税を10年以内に撤廃。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」。																												
日本	締結済																												
中国(とASEAN)	締結済 中ASEAN包括的経済協力枠組協定締結済み(2002年11月) 2003年10月1日から野菜・果物など188品目の関税を撤廃(アーリーハーベスト) ⇒中国からタイへはりんごなど、タイから中国へはパイナップルなどの輸出が増加 2010年中国とタイ、シンガポールなどASEAN6カ国との間でFTA完成予定 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。																												
ニュージーランド	締結済 2004年6月交渉開始。2005年7月発効。 ⇒豪タイFTAがモデルとなった。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部「現地調達比率」も適用。																												
韓国(とASEAN)	締結済(未済) 2006年5月 ASEANと韓国はFTAを締結。物品の関税下げで合意した。 ⇒韓国側のコメの関税引き下げへの抵抗がネックとなりタイは署名を見送っている。																												
バーレーン	交渉中 2002年12月枠組協定締結。 ⇒2005年1月までに626品目の関税を0~3%に引き下げ予定だったが未実施。 2010年までに関税を完全撤廃。																												
インド	交渉中 2003年10月枠組み交渉終了。センシティブ品目の選定について交渉継続中。 ⇒2004年9月から82品目を先行開放。2004年9月50%、2005年9月75%、2006年9月100%関税率引下げ。(品目名、別紙ご参照) ⇒2010年までに関税を撤廃。 ※アーリーハーベスト82品目の原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」の2つ。「現地調達比率」のみの品目もある。																												
ペルー	交渉中 2002年12月交渉開始。2003年10月枠組み協定締結。 ⇒70%の品目について先行関税下げを実施。																												
米国	交渉中 2002年4月 F/S調査開始で合意。2004年6月交渉開始。 ⇒米国とASEANとのFTA交渉はシンガポールに次いで二カ国目。																												
タイ、インド、ミャンマー、 バングラディッシュ、 スリランカ、ブータン、 ネパール(BIMSTEC = Bay of Bengal Initiative for Multi Sectoral, Technical and Economic Cooperation)	交渉中 2004年2月FTA創設で合意。2005年12月に2006年7月1日からの関税下げに合意。 品目の20%以下をネガティブリストに指定可能な方式。 また、10%の品目をファーストトラックに指定する。 2017年までに自由貿易圏形成を完了。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">【ファースト・トラック】</th> <th rowspan="2">国</th> <th colspan="2">関税撤廃時期</th> </tr> <tr> <th>DC国向け</th> <th>LDC国向け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>インド、スリランカ、タイ(DC国)</td> <td>2009年6月30日</td> <td>2007年6月30日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)</td> <td>2011年6月30日</td> <td>2009年6月30日</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">【ノーマル・トラック】</th> <th rowspan="2">国</th> <th colspan="2">関税撤廃時期</th> </tr> <tr> <th>DC国向け</th> <th>LDC国向け</th> </tr> <tr> <td></td> <td>インド、スリランカ、タイ(DC国)</td> <td>2012年6月30日</td> <td>2010年6月30日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)</td> <td>2017年6月30日</td> <td>2015年6月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>詳細HPご参照。http://www.bimstec.org/PDF/Protocol_to_agreement.pdf</p>	【ファースト・トラック】	国	関税撤廃時期		DC国向け	LDC国向け		インド、スリランカ、タイ(DC国)	2009年6月30日	2007年6月30日		バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2011年6月30日	2009年6月30日	【ノーマル・トラック】	国	関税撤廃時期		DC国向け	LDC国向け		インド、スリランカ、タイ(DC国)	2012年6月30日	2010年6月30日		バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2017年6月30日	2015年6月30日
【ファースト・トラック】	国			関税撤廃時期																									
		DC国向け	LDC国向け																										
	インド、スリランカ、タイ(DC国)	2009年6月30日	2007年6月30日																										
	バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2011年6月30日	2009年6月30日																										
【ノーマル・トラック】	国	関税撤廃時期																											
		DC国向け	LDC国向け																										
	インド、スリランカ、タイ(DC国)	2012年6月30日	2010年6月30日																										
	バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2017年6月30日	2015年6月30日																										
欧州自由貿易連合 (EFTA:アイスランド等4国)	交渉中 2005年10月協議開始。																												

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

## ①日本-タイ経済連携協定 (JTEPA)

2007年4月3日、安倍首相とタイのスラユット暫定首相は、日タイ経済連携協定(JTEPA)に署名した。11月1日発効する。現行の輸出額ベースで見ると、日本からタイへの輸出額の約97%、タイから日本への輸出額の約92%の関税が10年以内に撤廃されることになる。日本からタイへの輸出では、完成車・自動車部品・鉄鋼製品など、タイから日本への輸出では、熱帯果実(マンゴー、ドリアンなど)・骨なし鶏肉などの関税率が下がる。本協定の対象分野は、モノの貿易、サービス貿易、投資等を含む。

## A. 物品市場アクセス (モノの貿易)

## a. 鉱工業製品

日タイとも鉱工業品のほぼ全品目について10年以内に関税撤廃  
(タイ：約97%、日本：約100%関税撤廃

[※日本側は全体で約92%、鉱工業品については約100%の関税を撤廃する]

「タイ側」の関税引き下げスケジュールは以下の通り。

## ア. 自動車・自動車部品

- ・自動車部品 (日本からタイへの自動車部品の輸出額は約3,000億円。これは全品目の輸出額の約12%に相当する)

全ての品目について例外なく関税撤廃。原則協定発効5年後までに関税撤廃。

## 【タイ側の自動車部品の関税率】

	協定発効後5年間	6年目以降
現行税率20%超	20%	0%
現行税率20%以下	現行税率維持	0%

一部エンジン・エンジン部品等5品目に限っては、協定発効7年後までに撤廃(7年間は現行関税率維持)

- ・完成車

3,000cc超については、初年度から段階的に5%ずつ関税を引き下げ。関税率は80%から60%に低下する。その上で、その後の更なる自由化と2010年代半ばのあるべき関税撤廃について2009年に協議を行う。3,000cc以下についても協定発効後5年後に自由化の協議を行う。

## イ. 鉄鋼

全ての鉄鋼製品について例外なく10年後に関税撤廃。

—日本からの輸出量の約50%(182万トン)について即時関税撤廃。

－熱延鋼板：日本からの輸出の約6割について、初年度から関税撤廃又は無税枠を設定。その他の品目については現行関税率を維持し10年後に関税撤廃。

－熱延鋼板以外：一部品目の関税を即時撤廃。それ以外の品目についても、それぞれ5年後、6年後、9年後、10年後に関税撤廃。

#### ウ. 電気・電子製品

例外なく協定発効日から10年以内に関税撤廃。

#### エ. 化学品

例外なく協定発効日から10年以内に関税撤廃。

「日本側」については、ほぼ全品目について即時関税撤廃。

#### b. 農林水産品

「日本側」の関税引き下げスケジュールは以下の通り。

##### ア. 鶏肉・鶏肉調整品

鶏肉（骨なし）の関税を11.9%から5年で8.5%に削減。鶏肉調整品の関税を6.0%から5年で3.0%に削減。

イ. えび・えび調整品 ⇒ 即時関税撤廃。

ウ. まぐろ缶詰 ⇒ 5年で関税撤廃。

#### エ. 熱帯果実

・ライチ、マンゴー、パパイヤ、ドリアン等 ⇒ 即時関税撤廃。

・バナナ ⇒ 関税割当（枠内税率無税：1年目4,000トン⇒5年目8,000トン）。

・パイナップル（重量の小さいもの）⇒ 関税割当（枠内税率無税：1年目100トン⇒5年目300トン）。

オ. でん粉誘導体 ⇒ 関税割当（枠内税率無税枠200,000トン）。

カ. 糖みつ ⇒ 関税割当（枠内税率半減：3年目4,000トン⇒4年目5,000トン）。

「タイ側」の関税引き下げスケジュールは以下の通り。

日本側の輸出関心品目（りんご、なし、ながいも等）⇒関税撤廃（即時又は数年）。

#### c. 原産地規則（＝品目別規則）



以下のサイトで参照可能。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/thailand/pdfs/fuzoku02.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/fuzoku02.pdf)

## B. サービス

タイ側が、製造業関連サービスの自由化を行う。対象となる範囲は3年後に見直す。

製造業関連サービスについて、以下の分野の規制を緩和する。

### a. 卸・小売

タイで生産された商品を、製造業者及びそのグループ企業が取扱う場合は、日本資本を75%まで認める。上記に加えて自動車に関しては、日本で生産されたものを扱うことができる。

### b. 修理・メンテナンス

タイ及び日本で生産された商品を、製造業者及びそのグループ企業が取扱う場合には、日本資本を60%まで認める。

### c. ロジスティックス

日本資本の51%以下の出資を認める。

### d. 広告サービス

日本資本の50%以下の出資を認める。

## C. 投資

a. 投資家対国の紛争処理手続きに加えて、内国民待遇や投資と引き換えに現地調達要求などを課すことを禁止することを条文化。

b. タイ側は、日本の投資家を最重要視するとの姿勢を政治宣言で明確化するとともに、原則全ての製造業を対象に、今後規制的な政策を導入しない旨を政治宣言で表明。

c. 投資協定に基づく待遇を投資家が享受するために必要な資格（Certificate of Approval for Protection）、いわゆるC. A. P. に関して、タイ側は日本の投資家に適用しない（※）。

※当該制度の撤廃はタイ側にとって初めての試み

d. 投資環境に対する透明性や法的安定性の確保のための具体的な方法を規定。

## D. 人の移動

## a. タイ側の措置

ア. 商用査証(Bビザ)取得者に対して、90日までの滞在許可と労働許可の付与を保障(1年までの延長可) 【即時実施】

⇒【現在の問題点】数ヵ月程度の短期滞在だと、労働許可証が発給されにくい(現行制度では、長期滞在以外は想定していない)

イ. 商用査証申請に際して労働許可の雇用者代理申請を不要とするとともに、労働許可の雇用者代理申請に際しても査証申請書類の提出を不要とする。【即時実施】

⇒【現在の問題点】商用ビザ(Bビザ)申請に際しては労働許可事前申請が義務付けられ、労働許可事前申請の際にはBビザ取得が義務付けられていた。2つの制度に関する矛盾する運用のため、渡航手続きが非常に難しい状況になっている。

ウ. 300万バーツ以上の投資企業(事実上ほとんど全ての日系企業)の企業内転勤者であれば、査証と労働許可の申請に関するワンストップセンターの利用が可能となる。【即時実施】

⇒【現在の問題点】査証と労働許可の申請に関するワンストップセンターは便利な制度であるが、利用できるのはBOI奨励企業に限定されている。

エ. 15日以内の短期商用滞在者は、労働局に届出を行うことによって、労働許可証取得は必要とされない。この届出手続きの簡素化(FAXによる申請を認めるなど)を検討。【協定発効後1年以内に結論】

オ. 労働許可証発給基準の緩和を検討。【協定発効後2年以内に結論】

⇒【現在の問題点】労働許可証発給基準が厳しい。(投資金額に比例した枠。外国人の上限が10名など)

カ. 日本人の在留許可発給条件の緩和

・タイ人雇用義務の緩和を検討。【協定発効後3年以内に結論】

・最低月収要件を6万バーツ/月から5万バーツ/月に緩和。【即時実施】

⇒【現在の問題点】在留許可発給が厳しい。(ア)タイ人雇用義務(日本人1名に対しタイ人4名の雇用)、(イ)最低月収として6万バーツ/月が必要

## b. 日本側の措置

タイ人調理人の入国・就労条件を緩和。タイ伝統舞踊、タイ音楽、タイ料理、タイ式ボクシング、タイ語の指導員の入国と就労を認める。スパ・セラピストや介護福祉士に関しては、2年以内に結論を出すよう協議。

## E. 基準認証／相互承認（電気製品）

電気製品について、輸出国の適合性評価機関が輸入国の基準・手続(※)に基づいて行う適合性評価の結果を輸入国が受け入れ。適合性評価手続きに要するコスト削減・期間短縮を通じ、電気製品の貿易円滑化を図る。

※日本側「電気用品安全法」、タイ側「工業製品標準法」

## F. 知的財産保護

タイにおける企業活動の基盤となる知的財産保護制度を構築。制度強化のための協議には民間部門からの参加も可能にする。

## G. 二国間協力

### a. 「世界の台所」プロジェクト推進

- ・ ジェトロとタイ国立食品研究所等の連携により、タイフードのマーケティングの促進、高付加価値商品の開発、タイ食品関連企業の日本への投資促進等を実施。

### b. 日タイ「鉄鋼産業協力プログラム」

- ・ 日タイ鉄鋼関連業界の参画を得て、タイ鉄鋼業の基盤強化、環境技術の強化、現場技術者の技能向上等を実施。

### c. 「自動車人材育成機関」プロジェクト

- ・ 日タイ両国政府機関・業界団体と連携して、タイの自動車人材の育成のため、専門家の派遣等の協力事業を実施。

### d. エネルギー

- ・ タイに進出している日系企業は、エネルギー効率に関する自主行動計画を策定すると共に、地場企業に技術を移転。
- ・ 日本政府は、省エネルギーに関する専門知識をタイ政府と共有し、タイ政府の省エネ制度構築に関する取り組みを支援する。

### e. 価値創造経済

- ・ 経済活性化につながる新たな経済モデルを探求。
- ・ 従来から実施している「一村一品運動」等に加え、「価値創造」の仕組みの研究、「知的資産」の分析と測定、地域経済分析手法の開発を実施。

### f. 官民パートナーシップ

- ・インフラ整備に係る官民連携の拡大のため、政策対話を実施。
- g. 繊維及び繊維製品に関する協力
  - ・日タイ両国政府は、タイ繊維製品の販売促進、日系企業のタイへの投資促進、タイ繊維産業の技術力強化等を図り、両国産業間の協力を奨励する。
- h. その他、中小企業、情報通信技術、貿易投資促進、科学技術・エネルギー・環境等分野での協力を実施。

【日本-タイ経済連携協定における物品市場アクセス: 関税引き下げ日程】

(%)

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	備考					
① 鉱工業品																		
[ タイ側 ]																		
自動車部品	関税率20%超の品目	20	20	20	20	20	20	0	0	0	0	0						
	関税率20%以下の品目	現行関税率維持(6年目以降撤廃)					0	0	0	0	0	0	0					
完成車	一部エンジン・エンジン部品等5品目	現行関税率維持(7年後までに撤廃)					0	0	0	0	0	0						
	3,000cc超の乗用車	80	75	70	65	60	?	?	?	?	?	?	09年に以後の関税率を協議					
鉄鋼	3,000cc以下の乗用車	現行関税率維持					?	?	?	?	?	?	12年に以後の関税率を協議					
	熱延鋼板	日本からの輸出の約6割を初年度から関税撤廃又は無税枠設定																
電気・電子製品	熱延鋼板の「その他品目」	現行関税率維持											0	2017年に関税撤廃 関税を即時撤廃				
	熱延鋼板以外(一部品目)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
化学品	熱延鋼板以外(それ以外の品目)	現行関税率維持(5・6・9・10年後に撤廃)										0						
	電気・電子製品	例外なく10年以内に関税撤廃											0					
[ 日本側 ]																		
ほぼ全品目		即時関税撤廃										0	0	0	0	0	0	0
② 農林水産品分野																		
[ 日本側 ]																		
鶏肉(骨なし)		11.9					8.5											
鶏肉調整品		6					3											
えび・えび調整品		即時関税撤廃										0	0	0	0			
まぐろ缶詰		5年後関税撤廃										0	0	0	0	0		
熱帯果実	ライチ、マンゴー、パパイヤ、ドリアン等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	関税を即時撤廃					
	バナナ	関税割当(枠内税率無税枠: 1年目4,000トン⇒5年目8,000トン)																
でん粉誘導体	パインアップル(重量の小さいもの)	関税割当(枠内税率無税枠: 1年目100トン⇒5年目300トン)																
		関税割当(枠内税率無税枠: 200,000トン)																
糖みつ		関税割当(枠内税率半減: 3年目4,000トン⇒4年目5,000トン)																
[ タイ側 ]																		
りんご、なし、ながいも等		関税撤廃(即時又は数年)																

(出所) 日本政府資料を基に三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

※スケジュールは今年秋に経済連携協定が締結されたケースを想定している。

※引き下げスケジュールは、1年目(2007年の表示)は協定発効の日から翌3月31日まで、2年目は4月1日から翌3月31日まで、以下同様の期間となる。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/thailand/kyotei.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html) の附属書1の3ページで確認可能。

## ②タイ・オーストラリアFTA

タイとオーストラリアの二国間FTAは、2005年1月に発効した、タイの輸出品5,055品目中49%が発効後即時関税0%に、残りのうち44%は2010年までに関税0%になる。オーストラリアの輸出品6,108品目中83%は即時関税0%に、13%は2010年までに、残り4%は2015年までに関税0%になる。

タイ・オーストラリアFTAにおいては、自動車や家電製品の関税率下げが行われたため、日系自動車メーカーや家電メーカーによるタイからオーストラリアへの輸出が拡大するなど、日系企業のタイでの生産拡大につながっている他、ASEAN内での生産体制検討やASEAN・オーストラリア間の商流変化といった影響が出ている。

農産品等については、今後、関税率が段階的に下がる予定であり、これらの関税率推移は、ホームページ([http://www.thaifta.com/english/index\\_eng.html](http://www.thaifta.com/english/index_eng.html))で確認が可能。例えば、「骨なし牛肉(HSコード：020103)」をオーストラリアから輸入する際のタイ側の関税率推移は以下の通り。

【タイ・オーストラリアFTAにおける、タイ側の骨なし牛肉(HSコード020103)の関税率推移】 (％)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
関税率	40.00	37.33	34.67	32.00	29.33	26.67	24.00	21.33	18.67	16.00	13.33	10.67	8.00	5.33	2.67	0.00

## (4) マレーシア

マレーシア政府は2006年6月に初のFTAを日本と締結した。現在、米国、豪州、ニュージーランド等と交渉中。マレーシア政府は、先進国とのFTA締結により自国の関税下げを行うことでメリットがあるかどうかを慎重に検討している模様。

また、途上国とのFTA交渉も開始しており、パキスタンとの間では、2006年1月からアーリーハーベストも実施されている。

## 【マレーシアのFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況	
日本	締結済	2004年1月交渉開始。2005年5月基本合意。 2007年7月発効。 ⇒日本の鉱工業品の関税は実質上全て即時撤廃。 ⇒マレーシア側の関税率引下げについては後述。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」。
中国(とASEAN)	締結済	中ASEAN包括的経済協力枠組協定締結済み(2002年11月) 2003年10月1日から野菜・果物など188品目の関税を撤廃(アーリーハーベスト) 2010年中国とASEAN6カ国との間でFTA完成予定 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
オーストラリア	交渉中	2004年7月検討開始で合意。 有識者会議を開きFTAを検討中。
パキスタン	交渉中	2004年10月交渉開始で合意。 ⇒2006年1月アーリーハーベストによる関税引き下げ開始。 ・パキスタン側は125品目対象(木材製品、ゴム、化学品、電気製品等) ・マレーシア側は114品目対象(繊維製品、果物等) 詳細 <a href="http://www.commerce.gov.pk/PMEHP.asp">http://www.commerce.gov.pk/PMEHP.asp</a> ご参照。
インド	交渉中	2004年12月交渉開始で合意。 2005年1月作業部会設置で合意。
ニュージーランド	交渉中	2005年3月交渉開始で合意。 ⇒環境問題、労働問題をNZ側が主張し交渉一時中断。
米国	交渉中	2006年6月交渉開始。
チリ	交渉中	2006年11月交渉開始で合意。
韓国	研究中	2004年8月共同研究開始で合意。
シリア	研究中	2007年7月予備調査実施で合意。

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

## 【日本-マレーシア経済連携協定におけるマレーシア側の自動車関連関税引き下げスケジュール】

品目	2005	2006 (発効後)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
3,000cc超の乗用車	50%	35%	20%	0-5%	0-5%	関税 撤廃					
2,000cc以上、3,000cc以下の乗用車	50%	50%	50%	50%	50%	関税 撤廃					
3,000cc超のMPV、20トン超のトラック、バス	50%	50%	50%	50%	50%	関税 撤廃					
上記以外の全ての完成車	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	関税 撤廃
CKD部品	50%	関税 撤廃									
CKD以外の自動車部品	50%	50%	50%	50%	50%	関税 撤廃					

(出所) 経済産業省資料より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

## ○日本-マレーシア経済連携協定 (JMEPA)

2006年6月、日本・マレーシアの両国政府は二国間自由貿易協定(FTA)を含む経済連携協定(EPA)に署名。7月13日に発効した。合意内容は外務省、合意概要については経済産業省のホームページで参照可能。自動車・自動車部品、鉄鋼などの関税が10年程度で撤廃されていく。

([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/malaysia/kyotei/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/index.html))

(<http://www.meti.go.jp/press/20051213003/4-fta-set.pdf>)

## 【日マ経済連携協定の概要(物品市場アクセスに関する合意)】

① 鉱工業品全体	
日本・マレーシアとも、ほぼ全品目の関税を協定発効から10年以内に撤廃	
鉱工業品: マレーシア側	
自動車・同部品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CKD部品は即時撤廃。CKD以外の自動車部品は、2008年に0~5%まで引き下げ、2010年までに撤廃。</li> <li>・2000cc以上3000cc以下の乗用車、3000cc超のMPV、20トン超のトラック、バスは2010年までに段階的に撤廃。</li> <li>・3000cc超の乗用車は2008年に0~5%まで引き下げ、2010年までに撤廃。</li> <li>・上記以外の全ての完成車は2015年までに段階的撤廃。</li> </ul>
鉄鋼	・実質的に全ての鉄鋼製品について10年以内に関税撤廃。
熱延鋼板、冷延鋼板、表面処理鋼板等	10年以内に関税撤廃(一部の熱延鋼板を除く)
棒鋼、線材、パイプ等	7年以内に関税撤廃
ステンレス	5年以内に関税撤廃
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途別免税をEPAの枠内で制度化。</li> <li>※用途別免税とは、自動車用鋼板、家電用鋼板、製缶用ブリキ等、用途が明確で、現在、マレーシア国内では供給できないため、日本から輸入している鉄鋼製品について、数量の上限を設けずに関税を賦課しない(無税)というもの。</li> <li>※この制度の実施により、協定発効当初から、日本から供給される鉄鋼製品のほぼ全品目が、無税扱いで輸入できることとなる。</li> </ul>
電気・電子製品	・ほぼ全ての品目について10年以内に関税撤廃。
繊維・衣類	・ほぼ全ての品目を相互に即時撤廃。
化学品	・ほぼ全ての品目について10年以内に関税撤廃。
鉱工業品: 日本側	
・日本が輸入する鉱工業品の関税は、実質上全て即時撤廃される。	
② 農林水産品	
農林水産品: 日本側	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱帯果実であるマンゴ、ドリアン等について関税を即時撤廃。</li> <li>・バナナについて年1000トンの無税輸入枠を設定する。</li> </ul>	

(出所)「日マレーシア経済連携協定(概要)」2005年12月経済産業省、各種報道より

三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

注. CKD…完全ノックダウン車。組み立て車

(5) インドネシア

インドネシア政府はこれまで AFTA による ASEAN 内の関税引き下げを進めてきた。最近になり、日本との FTA 締結に続き、オーストラリアとの FTA の研究を開始している。

【インドネシアのFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況	
中国(とASEAN)	締結済	中ASEAN包括的経済協力枠組協定締結済み(2002年11月) 2003年10月1日から野菜・果物など188品目の関税を撤廃(アーリーハーベスト) 2010年中国とASEAN6カ国との間でFTA完成予定 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
韓国(とASEAN)	締結済	2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。 2005年12月基本合意。2006年5月関税引下げ品目で合意。 2007年6月からマレーシア、インドネシア、シンガポール、ベトナム、ミャンマーとの間で発効。 フィリピン、カンボジア、ラオス、ブルネイとは2007年以内に発効予定。タイはコメ開放問題で未発効。 ⇒2010年までに90%の品目の関税を撤廃、2016年までに残り7%の品目の関税を0-5%に引下げ。北朝鮮の開場工業団地等の経済特区での生産品100品目に優遇税率適用。 (参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: <a href="http://www.aseansec.org/akfta.htm">http://www.aseansec.org/akfta.htm</a> ) ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更基準」。 (参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: <a href="http://www.aseansec.org/akfta.htm">http://www.aseansec.org/akfta.htm</a> )
日本	締結済	2005年6月交渉開始で合意。2007年8月調印。 ⇒日本向け輸出額の93%、インドネシア向け輸出額の90%が10年後に無税に。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」。
インド	研究中	2005年8月共同研究開始で合意。
オーストラリア	研究中	2007年6月共同研究開始で合意。

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

【日本-インドネシア経済連携協定の概要(物品市場アクセスに関する合意)】

～日本側93%、インドネシア側90%の品目の関税を協定発効から10年以内に撤廃～

① 鉱工業品全体	
鉱工業品: インドネシア側	
自動車・同部品	(現行関税率: 0~60%) ・完成車: 3,000cc超自動車(現行関税率45、60%) ⇒2012年までに関税撤廃 ・その他完成車(含バス・トラック)(現行関税率5~60%) ⇒大部分は2016年までに5%以下に関税撤廃・削減 ・自動車部品(0~60%) ⇒CKD(※)を始めとして、大部分は2012年までに関税撤廃 ※現地組立て用の完成車の全部品一式
鉄鋼	(現行関税率: 0~20%) ・自動車・同部品、電気・電子、建設機械、エネルギー等の分野で用いられる高級鋼材 ⇒関税(5~20%)の不適用措置(特定用途免税制度)
電気・電子製品	(現行関税率: 0~15%) ・即時撤廃、或いは大部分が2010年までに段階的に関税撤廃
鉱工業品: 日本側	
・ほぼ全ての鉱工業品の関税を即時に撤廃。	
② 農林水産品	
農林水産品: 日本側	
熱帯果実	・生鮮バナナ⇒関税割当: 年間1,000t(10%、20%⇒0%) ・生鮮パイナップル(900g未満) ⇒関税割当: 段階的に割当数量を増やし、5年目には、年間300t(17%⇒0%)
林産物(合板を除く)	⇒即時関税撤廃(0~6%⇒0%)
えび、えび調整品	⇒即時関税撤廃(15.3%⇒0%)
ソルビトール (菓子、佃煮等に使う甘味料)	・関税割当: 年間25,000t(枠内税率 3.4%) ・枠外税率の削減(7年間で17%⇒12%)
農林水産品: インドネシア側	
温帯果実	⇒即時関税撤廃 (ぶどう[5%⇒0%]、りんご[5%⇒0%]、かき[5%⇒0%]など)

(出所)「日インドネシア経済連携協定署名」2007年8月外務省資料より

三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成



## (6) ベトナム

2007年1月にWTOに加盟したベトナムは、これまでAFTAによるASEAN域内諸国との間での関税下げを進めてきたが、現在、ASEANと中国、ASEANと韓国、また、ASEANと日本、との間で関税引き下げが行われていることから、これら諸国との関税率引下げについても留意する必要が出てきている。また、日本はベトナムとの間で二国間FTA交渉を進めている。

## 【ベトナムのFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況
中国(とASEAN)	締結済 中ASEAN包括的経済協力枠組協定締結済み(2002年11月)。 2003年10月1日から野菜・果物など188品目の関税を撤廃(アーリーハーベスト)。 2010年中国とASEAN6カ国との間でFTA完成予定。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」。
韓国(とASEAN)	締結済 2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。 2005年12月基本合意。2006年5月関税引下げ品目で合意。 2007年6月からマレーシア、インドネシア、シンガポール、ベトナム、ミャンマーとの間で発効。 フィリピン、カンボジア、ラオス、ブルネイとは2007年内に発効予定。タイはコメ開放問題で未発効。 ⇒2010年までに90%の品目の関税を撤廃、2016年までに残り7%の品目の関税を0-5%に引下げ。北朝鮮の開場工業団地等の経済特区での生産品100品目に優遇税率適用。 (参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: <a href="http://www.aseansec.org/akfta.htm">http://www.aseansec.org/akfta.htm</a> ) ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更基準」。 (参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: <a href="http://www.aseansec.org/akfta.htm">http://www.aseansec.org/akfta.htm</a> )
日本(とASEAN)	交渉中 2005年4月交渉開始。2007年5月物品モダリティ原則合意。
日本(と二国間)	交渉中 2007年1月交渉開始。

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

韓国-ASEAN間のFTAにおけるノーマルトラック品目(※)のベトナム側の関税引き下げスケジュールは以下の通り。

※ベトナム側の品目は、ノーマルトラック品目、センシティブ品目、高度センシティブ品目に分類されている。

## 【韓国-ASEAN間のFTAにおけるベトナム側のノーマルトラック品目関税引き下げスケジュール】

発効時点関税率(=X)	2006	2007	2008	2009	2011	2013	2015	2016
$X \geq 60\%$	60	50	40	30	20	15	10	0
$40\% < X \leq 60\%$	45	40	35	25	20	15	10	0
$35\% < X \leq 40\%$	35	30	30	20	15	10	0-5	0
$30\% < X \leq 35\%$	30	30	25	20	15	10	0-5	0
$25\% < X \leq 30\%$	25	25	20	20	10	7	0-5	0
$20\% < X \leq 25\%$	20	20	15	15	10	7	0-5	0
$15\% < X \leq 20\%$	15	15	15	10	7	5	0-5	0
$10\% < X \leq 15\%$	10	10	10	8	5	0-5	0-5	0
$7\% < X \leq 10\%$	7	7	7	7	5	0-5	0-5	0
$5\% < X \leq 7\%$	5	5	5	5	5	0-5	0	0
$X < 5\%$	当初関税率を適用						0	0

(出所) ASEAN事務局資料より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

<http://www.aseansec.org/akfta.htm>

※各年について、当該年の1月2日から翌年の1月1日まで上記関税率が適用される。

## (7) インド

インドは南アジア7カ国間で1995年「南アジア特惠貿易協定(SAPTA)」を締結したが品目が限定されており効果は限られていた。このため新たに「南アジア自由貿易地域(SAFTA)」を創設した。また、中国がASEANにFTA攻勢をかけていることに対抗し、「インド・ASEAN間FTA」を交渉中、2011年にはASEAN主要国向けの関税下げが完了する見込み。ASEANの個別国FTAとして、シンガポールとFTAを締結、タイとも交渉中である。タイとのFTAでは早期関税引き下げ品目として82品目が設定されている。これには両国進出日系企業の生産品目(ベアリング、TV関連製品、冷蔵庫、エアコンなど)が含まれており、両国進出企業に輸出拡大の機会が広がっている(品目名別掲)。

## 【インドのFTAへの取組み】その1

相手国・エリア	交渉進展状況	
南アジア7カ国(SAPTA) バングラディッシュ、ブータン、 インド、モルジブ、ネパール、 パキスタン、スリランカ	締結済	1995年12月7日発効 名称:「南アジア特惠貿易協定」(SAPTA) ⇒91年のスリランカの提案により南アジア6カ国(SAARC)で結成 各国の譲許的関税適用品目が限定されており効果は限定的
スリランカ	締結済	2001年12月15日発効 ⇒インド産業界の反発によりスリランカの主要輸出品である衣料品、紅茶の関税が完全には撤廃されず
南アジア7カ国(SAFTA) バングラディッシュ、 ブータン、インド、 モルジブ、ネパール、 パキスタン、 スリランカ	締結済	2004年1月のSAARC首脳会議で創設に合意。2006年1月発効。 名称:「南アジア自由貿易地域」(SAFTA=South Asian Free Trade Area) ⇒SAPTAが不完全だったのを補う。2006年7月から関税下げ実施。 ⇒2007年末までにインド、パキスタン、スリランカが例外品目(=センシティブ品目)を除き関税率を20%以下に引下げ。域内開発途上国(LDCs [Least Developed Contracting States]=バングラディッシュ、ブータン、モルジブ、ネパール)が30%以下に引き下げる。 ⇒関税率0~5%への引下げ時期は、インド、パキスタンは2012年末。スリランカ2013年末、域内開発途上国(LDCs)は2015年末。 ⇒原産地規則は、①関税番号変更、②現地調達比率を併用。現地調達比率については、インド、パキスタン、スリランカが40%以上、域内開発途上国(LDCs)が30%以上。 ⇒インドは例外品目に農産品、繊維製品、化学品など数百品目を指定している。 (参照サイト= <a href="http://www.saarc-sec.org/main.php?t=2.1.6">http://www.saarc-sec.org/main.php?t=2.1.6</a> )
シンガポール	締結済	2003年5月交渉開始。2005年6月締結。8月発効。包括的経済協力協定(CECA) ⇒シンガポールは即時全品目の関税撤廃。 ⇒インドは即時506品目の関税撤廃。2005年8月から2009年4月に2,202品目の関税撤廃。 2,407品目の関税を5割削減。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」と「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
メルコスール(※1)	締結済	2004年1月締結。特惠関税をインド側450品目、メルコスール側452品目に適用。
タイ	交渉中	2003年10月枠組み交渉終了。センシティブ品目の選定について交渉継続中。 ⇒2004年9月から82品目を先行開放。2004年9月50%、2005年9月75%、2006年9月100%関税率引下げ。(品目名、別紙ご参照) ⇒2010年までに関税を撤廃。 ※アーリーハーベスト82品目の原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」の2つ。「現地調達比率」のみの品目もある。
ASEAN	交渉中	2003年10月FTAの枠組みに基本合意。2007年11月の調印を目指している。 ⇒関税引き下げ品目に関する協議は2004年1月開始し2005年6月30日完了予定だったが、期限までに合意できなかった。このため、以下(※)の基本合意項目が実行されずにおり、インド側は当初予定から関税下げ時期を2年遅らせることを提案中。 (※)⇒2006年1月1日関税引き下げ開始 ・シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、ブルネイとは2011年12月31日関税下げ完了 ・カンボジア、ミャンマー、ベトナム、ラオスとは2016年12月31日関税下げ完了 →インド側は2011年12月31日関税下げ完了 ・フィリピンとは2016年12月31日関税下げ完了 (※)⇒アーリーハーベスト(105品目): 農水産品、化学品、ゴム製品など広範囲 ・ASEAN原加盟国6カ国とは2005年4月開始。2007年10月31日完了 ・ASEAN新加盟国4カ国とは2005年4月1日開始。2010年10月31日完了 ⇒2007年11月の合意を目指して作業中だが双方の意見の隔たりは大きいと報じられている。 (参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: <a href="http://www.aseansec.org/15279.htm">http://www.aseansec.org/15279.htm</a> )

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

【インドのFTAへの取組み】その2

相手国・エリア	交渉進展状況													
タイ、インド、ミャンマー バングラディッシュ、 スリランカ、ブータン、 ネパール(BIMSTEC)	交渉中	2004年2月FTA創設で合意。2005年12月に2006年7月1日からの関税下げに合意。 品目の20%以下をネガティブリストに指定可能な方式。 また、10%の品目をファーストラックに指定する。 2017年までに自由貿易圏形成を完了。												
		【ファーストラック】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国</th> <th colspan="2">関税撤廃時期</th> </tr> <tr> <th>DC国向け</th> <th>LDC国向け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インド、スリランカ、タイ(DC国)</td> <td>2009年6月30日</td> <td>2007年6月30日</td> </tr> <tr> <td>バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)</td> <td>2011年6月30日</td> <td>2009年6月30日</td> </tr> </tbody> </table>	国	関税撤廃時期		DC国向け	LDC国向け	インド、スリランカ、タイ(DC国)	2009年6月30日	2007年6月30日	バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2011年6月30日	2009年6月30日
国	関税撤廃時期													
	DC国向け	LDC国向け												
インド、スリランカ、タイ(DC国)	2009年6月30日	2007年6月30日												
バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2011年6月30日	2009年6月30日												
		【ノーマルトラック】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国</th> <th colspan="2">関税撤廃時期</th> </tr> <tr> <th>DC国向け</th> <th>LDC国向け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インド、スリランカ、タイ(DC国)</td> <td>2012年6月30日</td> <td>2010年6月30日</td> </tr> <tr> <td>バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)</td> <td>2017年6月30日</td> <td>2015年6月30日</td> </tr> </tbody> </table>	国	関税撤廃時期		DC国向け	LDC国向け	インド、スリランカ、タイ(DC国)	2012年6月30日	2010年6月30日	バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2017年6月30日	2015年6月30日
国	関税撤廃時期													
	DC国向け	LDC国向け												
インド、スリランカ、タイ(DC国)	2012年6月30日	2010年6月30日												
バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2017年6月30日	2015年6月30日												
		詳細HPご参照。http://www.bimstec.org/PDF/Protocol_to_agreement.pdf												
GCC(※2)	交渉中	2006年3月交渉開始。												
SACU(※3)	交渉中	-												
韓国	交渉中	2006年3月交渉開始。												
日本	交渉中	2007年1月交渉開始。												
マレーシア	交渉中	2004年12月交渉開始で合意。2005年1月作業部会設置で合意。												
中国	研究中	2005年4月共同研究開始で合意。												
インドネシア	研究中	2005年8月共同研究開始で合意。												
オーストラリア	研究中	2007年8月共同研究開始で合意。2009年終了予定。												
EFTA	研究中	2006年12月共同研究開始で合意。												

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

※1. メルコスール=アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ

※2. GCC=湾岸協力会議。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE

※3. SACU=南部アフリカ関税同盟。南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド

【インド・タイ間のFTAにおける早期関税引き下げ品目】(その1)  
 ～関税下げ実施済み。2006年9月以降は関税は撤廃されている。～

No	HSコード	品目名
1	080450	マンゴー、マンゴスチン: Ex. Fresh Mangosteens, mangoes
2	080610	ぶどう: Fresh graphs
3	080810	りんご: Apples
4	081060	ドリアン: Ex. Fresh durians
5	081090	ランブータン、竜眼(ロンガン): Ex. Fresh rambutans, longans, pomegranates
6	100110	デュラム小麦: Durum wheat
7	100190	その他の小麦及びメスリン: Other wheat and meslin
8	160411	さけ: Salmon, whole or in pieces but not minced, prepared or preserved
9	160413	いわし: Sardines, sardenella and brisling or sprats, whole or in pieces but not minced, prepared or preserved
10	160415	さば: Mackerel whole or in pieces but not minced, prepared or preserved
11	160510	カニ: Crab prepared or preseved
12	250100	塩、純塩化ナトリウム及び海水: Salt (incl table salt & denatrd salt) & pure sodim chlrde w/n aqs soln sea wtr
13	261000	クロム鉱: Chromium ores & concentrated
14	281119	その他の無機酸: Other inorganic acids
15	281820	酸化アルミニウム: Other aluminium oxide
16	281830	水酸化アルミニウム: Aluminium hydroxide
17	291739	その他のポリカルボン酸等: Othr armtc plycerboxylic acids thr anhydtrs harides peroxides peroxyacds & thr drvtvs
18	390690	その他アクリル重合体: Other acrylic polymers in primary forms
19	390710	ポリアセタール: Polyacetals in primary forms
20	390730	エポキシ樹脂: Epoxide resins in primary forms
21	390740	ポリカーボネート: Polycarbonates in primary forms
22	390799	その他不飽和ポリエステル: Saturated polyallyl esters and other saturated pol
23	390810	ポリアミド: Polyamide-6,-11,-12,-6,6,-6,9,-6,10 or -6,12 in primary forms
24	390890	その他のポリアミド: Other polyamides in primary forms
25	390950	ポリウレタン: Plyurethanes in primary forms
26	391990	その他のプラスチック製の板、シート、フィルム等: Other self-adhesive plates, sheets, film, foil, tape, strip and other flat shapes of plastics
27	441219	その他の合板: Other plywd comsstng only shts of wood of thikness of each sheet nt excd 6mm
28	710310	加工していない貴石、半貴石: Precious stones (other than diamonds) and semi-preciosstones, unworked or simply sawn or roughly shaped
29	710490	その他の合成又は再生の貴石、半貴石: Other synthetic or reconstructed precious or semi-recious stones
30	710510	ダイヤモンドの粉: Dust and powder of diamonds
31	711319	その他の貴金属製の身辺用細貨類及びその部分品: Articles of jewllery and parts thereof, of other precious metal, whether or not plated or clad with precious metal
32	720150	合金銑鉄及びスピーゲル: Alloy pig iron: spiegeleisen
33	720711	鉄又は非合金鋼の半製品。炭素の含有量が全重量の0.25%未満。横断面が長方形で幅が厚さの2倍未満のもの: Prdcts contng by wt<0.25% crbn, of rctnglr (incl sqr) crs-sctn; wdth<twice the thckns
34	720719	その他の鉄又は非合金鋼の半製品。Othr prdcts contng by wt<0.25% of carbon
35	722619	その他のけい素鋼の合金鋼のプロジェクトラットロール製品(幅が600mm以下): Flt-rolld prdcts of silicon eletricl stl other thn grain-oriented
36	722990	その他の合金鋼の線: Other wire
37	730792	鉄鋼製の管用継手。エルボー、バンド及びスリーブ: Threaded elbows, bends and sleeves of iron or steel
38	732020	鉄鋼製のコイルばね: Helical springs, of iron or steel
39	732690	その他の鉄鋼製品。鍛造又は型打ちをしたもの: Other articles of iron or steel wire, not forged
40	760110	アルミニウム(合金を除く): Aluminium, not alloyed
41	760120	アルミニウム合金: Aluminium alloys
42	840490	ボイラー用の補助機器の部分品: Parts of the items of 840410 & 840420
43	840991	ピストン式火花点火内燃機関に使用する部分品: Parts suitable for use solely or principally with sparkignition internal combustion piston engines
44	841360	その他の回転容積式液体ポンプ: Other rotary positive displacement pumps
45	841381	その他のポンプ: Other pumps
46	841451	ファン。卓上用、床用、壁用、窓用、天井用、屋根用ファンで出力125ワット以下の電動機を自蔵するもの: Table, floor, wall, window, ceiling/roof fans, wth slf-cntnd electr motor of outpt<=125W
47	841459	その他のファン: Other fans
48	841490	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファンの部分品: Prts of air/vacum pumps, cmprssrs & fans
49	841510	窓又は壁に取り付けるエアコンディショナー: Window/wall types self-contained air conditioning machines

(出所)インド政府商工業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

※2004年9月1日より関税率引き下げ開始。引き下げ率は、

2004年9月1日～2005年8月31日 50%

2005年9月1日～2006年8月31日 75%

2006年9月1日～ 100% (=関税はゼロになる)

※当初引き下げ予定の84品目からHSコード390210のポリプロピレンとHSコード390760の

ポリエチレン・テレフタレートが除外され、早期関税引き下げ品目は82品目となっている。

## 【インド・タイ間のFTAにおける早期関税引き下げ品目】(その2)

～関税下げ実施済み。2006年9月以降は関税は撤廃されている。～

No	HSコード	品目名
50	841821	家庭用冷蔵庫(圧縮式): Compression-type refrigerators, household
51	841990	瞬間湯沸機及び貯蔵式湯沸機の部分品: Prts of mchnry, plnt/lbrtry eqpmnt etc of the items of hdg 8419
52	842199	気体のろ過機及び清浄機その他の部分品: Other parts of fltrng/purfyng mchnry
53	842390	分銅及び重量測定機器の部分品: Weighng mchn weights & prts of the mchnry
54	842549	その他のジャッキ及び車両持ち上げに使用する種類のホイスト: Jacks, hoists, of a kind used for raising vehicles
55	843221	ディスクハロー: Disc harrows
56	843780	その他の種、穀物又は乾燥した豆の洗浄用、分類用又は格付け用の機械: Other machnry for clng, srtng/gradng seeds
57	844820	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機の部品と付属品: Prts & accssrs of mchns of hdg. No.8444/of their auxlry machnry
58	844833	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー: Spindles, spindle flyers, spinning rings and ring travellers
59	847141	自動データ処理機等(少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの): Other dgltl automatic data precesng machns comprsing in samehousing a centrlprocesng unit & input & output unit,wh/not combind
60	847190	その他の自動データ処理機等: Other
61	847290	その他の事務用機器: Othr office machines
62	847751	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のその他のゴム・プラスチック成形機械: Mchnry fr mouldng/retreadng pneumtc types or fr mouldng/othrwise fromng innr tubes
63	847989	その他の機械: Othr mchn & mchncl aplnces of hdg 8479
64	847990	その他の機械類の部分品: Parts of machines of hdg 8479
65	848079	ゴム又はプラスチックの成形用の型(射出式又は圧縮式のもの以外): Othr moulds for rubber/plastics
66	848180	その他のコック、弁: Other appliances for pipes, boiler shells, tanks, vats or the like
67	848210	玉軸受(ボールベアリング): Ball Bearings
68	848350	はずみ車及びプリー(プリーブロックを含む): Flywheels and pulleys, including pulley blocks
69	850431	その他のトランスフォーマー。容量が1キロボルトアンペア以下のもの。Othr transfrmrs hvng a pwr hndlng capacity not excdng 1KVA
70	851220	その他の電気式の照明用又は可視信号用の機器: Othr lighting or visual signalling equipment
71	851711	コードレス送受信器付きの有線電話機: Line telphon set wth cordless hand sets
72	851790	有線電話用又は有線電信用の電気機器の部分品: Parts of telephonic/telegraphic apparatus
73	852390	その他の録音・記録用媒体: Other prepared unrecorded media
74	852812	カラーテレビ: Receptn aparts for TV etc colour
75	852910	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品: Aerials & Aerials reflectors of all kinds prts suitable fr use therewith
76	853400	印刷回路: Printed circuits
77	854011	カラーのテレビジョン受像用陰極線管: Cathode-ray TV picture tubes, including video monitor-cathode-ray tubes-colour
78	870840	ギアボックス: Gear Boxes
79	903289	その他の自動調整機器(サーモスタット、マノスタット以外): Othr atmtc rgltng/cntrlng instrmnts & apprts
80	903290	自動調整機器の部分品及び付属品: Parts and accessories of instrmnts of 9032
81	910211	機械式表示部のみを有する腕時計、懐中時計、その他の携帯用時計: Wrst-Wtchs, electrly operated, w/n incprtrng stop-wtch fcly mchncl display only
82	940190	腰掛けの部分品: Parts of seats, whether or not convertible into beds

(出所)インド政府商工業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

## 【インド・ASEAN間のFTAにおける早期関税引き下げ品目(共通品目)】(その1)

～まだ、関税下げは実施されていない。～

No	HSコード	品目名
1	160413	いわし: Sardines, sardinella and brisling or sprats, whole or in pieces
2	160414	まぐろ、はがつお及びかつお: Tunas, skipjack and atlantic bonito, prepared or preserved
3	180400	カカオ脂: Cocoa butter, fat and oil
4	180500	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものを除く): Cocoa powder, not containing added sugar or other sweetening matter
5	200820	パイナップル: Pineapples, prepared or preserved
6	200949	その他のパイナップル・ジュース: Other pineapple juice
7	261000	クロム鉱(精鉱を含む): Chromium ores and concentrates
8	261100	タングステン鉱(精鉱を含む): Tungsten ores and concentrates
9	270111	無煙炭: Anthracite
10	271311	石油コークス: 焼いていないもの: Petroleum coke - Not calcined
11	271490	天然ピッチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック: その他のもの: Bitumen and asphalt, natural; asphaltites and asphaltic rocks - Other
12	282120	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合物が全重量の70%以上のもの: Earth colours
13	282760	よう化物及びよう化酸化物: Iodides and iodide oxides
14	283410	亜硝酸塩: Nitrites
15	283620	炭酸二ナトリウム: Disodium carbonate
16	283650	炭酸カルシウム: Calcium carbonate
17	283711	シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩: Of sodium
18	283911	ナトリウムのメタけい酸塩: Sodium metasilicates
19	283990	けい酸塩及び商慣習上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品のうちナトリウム、カリウム以外のもの: Other
20	290219	環式炭化水素: 飽和油環式炭化水素、不飽和油環式炭化水素及びシクロテルペン炭化水素のうちシクロヘキサンのその他のもの(5-エチリデン-2-ノルボルネン、その他): Other
21	290220	ベンゼン: Benzene
22	290243	パラキシレン: p-Xylene
23	290544	D-グルシトール(ソルビトール): D-glucitol (sorbitol)
24	290722	ヒドロキノン(キノール)及びその塩: Hydroquinone (quinol) and its salts
25	290723	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノールA又はジフェニロールプロパン)及びその塩: 4,4' - Isopropylidenediphenol (bisphenol A, diphenylolpropane) and its salts
26	290820	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエステル: Derivatives containing only sulpho groups, their salts and esters
27	290942	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノメチルエーテル: Monomethyl ethers of ethylene glycol or of diethylene glycol
28	291250	アルデヒドの環式重合体: Cyclic polymers of aldehydes
29	291614	メタクリル酸のエステル: Esters of methacrylic acid
30	291619	不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸非無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体のうち、アクリル酸及びその塩とエステル、メタクリル酸及びその酸とエステル、オレイン酸、リノール酸、リノレン酸とそれらの塩及びエステル: Other
31	291631	安息香酸並びにその塩及びエステル: Benzoic acid, its salts and esters
32	291735	無水フタル酸: Phthalic anhydride
33	291739	テトラブロモ無水フタル酸、フタル酸、イソフタル酸、その他のもの: Other
34	291829	フェノール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体のうち、サリチル酸及びその塩、オルトアセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル、サリチル酸のその他のエステル及びその塩、以外のもの: Other
35	292149	アニリン及びその塩のうち、HS292141-292146以外のもの: Other
36	292250	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物: Amino-alcohol-phenols, amino-acid-phenols and other amino-compounds with oxygen function
37	292410	非環式アミド(非環式カルバマートを含む)及びその誘導体並びにこれらの塩: Acyclic amides (including acyclic carbamates) and their derivatives; salts thereof
38	292990	その他の窒素官能基を有する化合物のうちイソシアナート以外のもの: Other
39	293219	非縮合フラン環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物のうちテトラヒドロフラン、2-フルアルデヒド(フルフラール)、フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール以外のもの: Other
40	293799	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン並びにこれらの誘導体及び構造類似物のうち、HS293711からHS293750以外のもの: Other

(出所)ASEAN事務局ホームページより三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成  
 ※早期関税引き下げ品目には①共通品目、②ASEAN新加盟国対象品目がある。

## 【インド・ASEAN間のFTAにおける早期関税引き下げ品目(共通品目)】(その2)

～まだ、関税下げは実施されていない。～

No	HSコード	品目名
41	293890	グリコシドおよびその塩、エーテル、エステルその他の誘導体のうち、ルトシド(ルチン)及びその誘導体以外のもの: Other
42	294200	その他の有機化合物のうち、糖類、抗生物質以外のもの: Other organic compounds
43	320412	酸性染料: Acid dyes and mordant dyes and preparation based
44	320416	反応染料及びこれをもととした調整品: Reactive dyes and preparations based thereon
45	380290	活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭: Activates natural mineral products; animal black, including spent animal black
46	381230	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤: Anti-oxidising preparations and other compound
47	382490	チューインガムベース(砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く)、脂肪酸混合物の誘導体、その他のもの: Products, preparations and residual products of the chemical
48	401011	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルテング(加硫したゴム製のものに限る)のうち、金属のみにより補強したもの: Conveyor belts or belting; reinforced only with metal
49	401012	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルテング(加硫したゴム製のものに限る)のうち、繊維用繊維のみにより補強したもの: Conveyor belts or belting; reinforced only with textile material
50	401013	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルテング(加硫したゴム製のものに限る)のうち、プラスチックのみにより補強したもの: Conveyor belts or belting; reinforced only with plastics
51	401019	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルテング(加硫したゴム製のものに限る)のうち、その他のもの: Other conveyor belts or belting
52	401029	伝動用のベルト及びベルテング(加硫したゴム製のものに限る): Transmission belts or belting of vulcanised rubber
53	401410	コンドーム: Sheath contraceptives
54	401519	医療用以外の手袋(加硫したゴム製のもの): Gloves, other than surgical
55	410441	牛(水牛を含む)又は馬類の動物のなめした皮のうち、乾燥状態(クラスト)のもので、フルグレーン(スプリットしていないものに限る)及びグレーンスプリット: Full grains, unsplit, grain splits
56	441129	繊維板(密度が0.5g/cm <sup>3</sup> 超、0.8g/cm <sup>3</sup> 以下のもの)で、機械加工をしておらず、かつ、表面被覆していないもの以外のもので: Other fiberboard of a density exceeding 0.5 g/cm <sup>3</sup> but not exceeding 0.8 g/cm <sup>3</sup>
57	441510	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器及びケーブルドラム: Cases, boxes, crates, drums and similar packagings; cable-drums
58	442010	木製の小像その他の装飾品: Statuettes and other ornaments, of wood
59	442090	寄せ木し又は象眼した木材、その他のもの: Other
60	470100	機械木材パルプ: Mechanical wood pulp
61	481139	紙、板紙、セルロースウオッピング及びセルロース繊維のウェブのうち、HS481110、HS481141を除く: Other
62	481190	その他の紙、板紙、セルロースウオッピング及びセルロース繊維のウェブ: Other paper, paperboard, cellulose wadding and webs of cellulose fibers
63	481390	製造たばこ用巻紙のうち、小冊子状又は円筒状のもの、ロール状のもの(幅が5cm以下のものに限る)、以外のもの: Other
64	481610	カーボン紙その他これに類する複写紙: Carbon or similar copying papers
65	481910	段ボール製の箱及びケース: Cartons, boxes and cases, of corrugated paper or paperboard
66	482010	帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳、その他これらに類する製品: Registers, account books, note books, order books, receipt books, letter pads, memorandum pads, diaries and similar articles
67	482040	転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット: Manifold business forms and interleaved carbon sets
68	482090	紙製又は板紙製の文房具、事務用品のうちHS482010からHS482050以外のもの: Other
69	482390	せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したものと及びその他のもの: Other
70	490110	印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物のうち、単一シートのもの(折りたたんであるかないかを問わない): In single sheets, whether or not folded
71	491110	広告、商業用カタログその他これらに類する物品: Trade advertising material, commercial catalogues and the like
72	491191	絵画、デザイン及び写真: Pictures, designs and photographs
73	491199	その他の印刷物のうち、上記HS491110、HS491191以外のもの: Other
74	700521	フロート板ガラス及び磨き板ガラスで、色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの: Float glass: colored throughout the mass (body tinted) specified, flashed or merely surface ground
75	731029	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶のうち、内容量が50リットル未満の食缶、その他のもの。但し、はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものを除く: Other of cans which are to be closed by soldering or crimping with capacity
76	740110	銅のマット: Copper matte
77	740311	精製銅:陰極銅及びその切断片: Cathode and sections of cathodes
78	750110	ニッケルのマット: Nickel mattes
79	750210	ニッケルの塊(合金を除く): Unwrought nickel, Nickel, not alloyed
80	780110	精製鉛: Refined lead

(出所)ASEAN事務局ホームページより三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

※早期関税引き下げ品目には①共通品目、②ASEAN新加盟国対象品目がある。

【インド・ASEAN間のFTAにおける早期関税引き下げ品目(共通品目)】(その3)  
 ~まだ、関税下げは実施されていない。~

No	HSコード	品目名
81	780191	鉛の塊。含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンモチンが主なもの: Containing by weight antimony as the principle other element
82	800110	すずの塊(合金を除く): Unwrought tin, not alloyed
83	841090	液体タービン及び水車並びにこれらの调速機の部分品: Parts, including regulators
84	841199	ターボジェット、ターボプロペラ以外のガスタービンの部分品(航空機用のもの、その他のもの): Other
85	841320	ハンドポンプ。HS841311、HS841319を除く: Hand pumps, other than those of subheading No. 8413.11 or 8413.19
86	842839	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤのうちHS842831からHS842833を除いたもの: Continuous-action elevators/conveyors for goods/material
87	842890	持ち上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械のうちHS842810からHS842860以外のもの: Other machinery
88	843221	ディスクハロー: Disc harrows
89	844820	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機又はその補助機械の部分品及び付属品: Parts and accessories of machines of heading No. 84.44 or of their auxiliary machinery
90	844832	紡織準備機械の部分品、付属品: Of machines for preparing textile fibers, other than card clothing
91	844833	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー: Spindles, spindle flyers, spinning rings and ring travelers
92	844839	紡績準備機械、紡織用繊維の糸の製造機の部分品及び付属品: Other
93	845530	圧延機用ロール: Rolls for rolling mills
94	845590	金属圧延機及びそのロールの付属品: Other parts
95	846693	レーザー加工機、金属加工機、旋盤等HS8456からHS8461の機械に使用する付属装置: For machines of headings Nos. 84.56 to 84.61
96	846789	その他手持工具: Other
97	846930	電動式以外のタイプライター: Other typewriters, non-electric
98	847329	自動データ処理機、その他事務用機器(HS8471からHS8472)の部品: Other
99	848071	射出式又は圧縮式のゴム又はプラスチックの成形用の形: Injection or compression types
100	848079	その他のゴム又はプラスチックの成形用の形: Other
101	848180	コック、弁のうち、減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、逆止弁、安全弁及び逃がし弁以外のもの: Other appliances
102	848220	円すいころ軸受(コーンと円すいころを組み合わせたものを含む): Tapered roller bearings, including cone and tapered roller assemblies
103	848299	玉軸受及びころ軸受(ball or roller bearings)のうちHS848219からHS848291を除いたもの: Other
104	848360	クラッチ及び軸継手(自在継手を含む): Clutches and shaft couplings (including universal joints)
105	848410	ガスケットその他これに類するジョイント(他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る): Gaskets and similar joints of metal sheeting combined with other material or of two or more layers of metal

(出所)ASEAN事務局ホームページより三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成  
 ※早期関税引き下げ品目には①共通品目、②ASEAN新加盟国対象品目がある。



## (8) オーストラリア

オーストラリアは、シンガポール、タイとのFTAを締結している他、ASEAN全体とのFTA交渉も進めている。タイとのFTA締結後は、オーストラリア側の完成車輸入関税が引き下げられ、タイからの自動車輸出が増えるといった効果が出ている。また、オーストラリアは、マレーシア、中国とFTA交渉中の他、日本、インドネシアとFTAの共同研究を進めつつある。オーストラリアとアジア諸国との経済関係の緊密化は今後も進展すると見られており、日系企業にとってはFTA進展による関税引き下げメリット(輸出増、輸入コスト減)を享受することが可能になる。

## 【オーストラリアのFTAへの取り組み】

相手国・エリア		交渉進展状況
ニュージーランド	締結済	1983年1月1日発効。 名称:「オーストラリア・ニュージーランド経済協力緊密化協定」(ANZCERTA)。 ⇒自由貿易協定。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」(2007年1月以降)。
シンガポール	締結済	2003年2月締結、7月発効。名称:SAFTA。 ⇒全ての物品の関税が無税に。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)50%以上または30%以上」。
米国	締結済	2004年5月調印、2005年1月発効。 名称:「オーストラリア・米国自由貿易協定」(AUSFTA)。 ⇒米国側の非農産品(除繊維製品・衣服)の97%の関税が無税に。2015年には米国側の非農産品の全ての関税は無税に。 ⇒オーストラリア側の工業製品の99%の関税が無税に(工業製品は米国からの輸出の93%を占める)。2015年には工業製品の全ての関税は無税に。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」と「現地調達比率(=累積付加価値比率)」。 <a href="http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/us.html">http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/us.html</a>
タイ	締結済	2004年7月調印、2005年1月発効。名称:TAFTA。 ⇒タイ側は当初全品目中、5割の品目の関税を撤廃(オーストラリアからの輸出の80%を占める)。 ⇒オーストラリア側は当初全品目中、83%の品目の関税を撤廃。 ⇒2010年には両国間の貿易額の98%の関税が無税に。 ⇒両国の個別品目の関税引き下げスケジュールについては、 <a href="http://www.thaifta.com/english/index_eng.html">http://www.thaifta.com/english/index_eng.html</a> のTariff Schedule of Thailand および Tariff Schedule of Australia で確認可能。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部は「現地調達比率(=累積付加価値基準)」。
ASEAN (ニュージーランドと合同)	交渉中	2005年2月交渉開始。 ⇒2007年末の基本合意を目指し交渉中。
アラブ首長国連邦(UAE)	交渉中	2005年3月交渉開始で合意。
中国	交渉中	2005年4月交渉開始で合意。 ⇒2006年2月、中国の温家宝首相は2年以内に締結したいという目標を示している。 ⇒中国側にはオーストラリアからの安価な農産物流入懸念がある。 ⇒オーストラリア側には中国からの安価な工業製品流入懸念がある。
マレーシア	交渉中	2005年4月交渉開始で合意。 ⇒2007年末の基本合意を目指し交渉中。
チリ	交渉中	2007年8月第一回会合開催。
日本	共同研究	2005年4月共同研究に合意。 ⇒共同研究に2年程度かかる見込み。 ⇒本交渉開始には日本の農業関係者から反対の声が出ている。
インドネシア	共同研究	2006年7月共同研究に合意。
インド	共同研究	2007年8月共同研究に合意。
韓国	共同研究	2001年共同研究報告書完成。 ⇒韓国側の農業問題がネックとなりFTA交渉には移行していない。

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

○タイ・オーストラリアFTAにおける関税率下げ(※タイの項ご参照)

## (9) 日本

日本は、2002年にシンガポールと初の経済連携協定を締結した。その後、各国との交渉を加速させ、現在、シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシアと締結済み。これによりASEAN側での関税下げのメリットが生じ、ASEAN進出日系企業の日本からの部品や素材調達コストが削減されていく。ASEANとのFTAも2007年11月には最終合意を予定している。ASEANとのFTAが成立するとASEAN域内での累積原産地規則が適用されるため、日本・ASEAN内で生産分業している日本企業の製品の日本とASEAN域内での関税が下がるという効果があり、日系企業へのメリットが期待されている。日本政府は、「ASEAN+6（＝日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド）」の16カ国を対象エリアとしたアジア広域FTA（＝東アジア包括的経済連携[CEPEA=Comprehensive Economic Partnership in East Asia]構想※）の成立を目指している。 ※2006年3月に日本の経済産業省が提案した構想。

## 【日本のFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況	
シンガポール	締結済	2001年1月交渉開始。2002年1月「日本・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)」署名。2002年11月発効。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部は「現地調達比率(＝累積付加価値比率)60%以上」と選択可。
メキシコ	締結済	2002年11月交渉開始。2004年9月締結。2005年4月発効。 ⇒鉱工業分野の品目の関税率を10年以内に撤廃。 ⇒日本政府はメキシコをNAFTAへの橋頭堡、米州自由貿易圏への窓口と位置付け。
マレーシア (詳細:マレーシアの項ご参照)	締結済	2004年1月交渉開始。2005年12月締結。2006年7月発効。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(＝累積付加価値基準)40%以上」。
フィリピン	締結済	2004年2月交渉開始。2006年9月締結。 ⇒フィリピン側は看護師などの日本への就労機会拡大に関心が高い。 ⇒フィリピンでは自動車、繊維製品などが高関税。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(＝累積付加価値基準)40%以上」。
チリ	締結済	2006年2月交渉開始。2007年3月締結。
タイ (詳細:タイの項ご参照)	締結済	2004年2月交渉開始。2007年4月締結。11月1日発効予定。 ⇒タイ側の関税引下げスケジュールについては、以下のサイトの195ページ以降を参照。 <a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex1.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex1.pdf</a> ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(＝累積付加価値基準)40%以上」。
ブルネイ	締結済	2006年6月交渉開始。2007年6月締結。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(＝累積付加価値基準)40%以上」。
インドネシア (詳細:インドネシアの項ご参照)	締結済	2005年7月交渉開始。2007年8月締結。 ⇒日本向け輸出額の93%、インドネシア向け輸出額の90%が10年後に無税に。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(＝累積付加価値基準)40%以上」。
ASEAN	交渉中	2003年10月FTAの枠組みに基本合意。 ⇒2005年4月交渉開始。2007年5月物品貿易について原則合意(＝大筋合意)した。 ⇒2007年8月経済連携協定(EPA)締結で大筋合意。日本側は輸入額の9割の関税を撤廃する。 ⇒2007年11月に最終合意を予定。2012年の完了を目指す。
韓国	交渉中	2003年12月交渉開始。
GCC(※)	交渉中	2006年9月交渉開始。
ベトナム	交渉中	2007年1月交渉開始。
インド	交渉中	2007年1月交渉開始。
オーストラリア	交渉中	2007年4月交渉開始。
スイス	交渉中	2007年5月交渉開始。

(出所)各種報道、経済産業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

※GCC＝湾岸協力会議。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE

## (10) 中国

中国は2001年11月のWTO加盟と前後して、ASEAN・香港・マカオとのFTA交渉を開始した。ASEANとは2002年11月に枠組み協定を締結し、主要国との間で2004年1月から農林水産物についてアーリーハーベスト（早期関税引き下げ）も開始された。また、香港、マカオの間では全品目の関税が撤廃されている。パキスタンとの間では2006年1月からアーリーハーベストを開始している。また、チリとは2006年10月に商品関税引き下げ協定が発効している。

現在、湾岸協力会議(GCC)、ニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、南部アフリカ関税同盟(SACU)と交渉を進めている他、インド、アイスランド、韓国、ペルーと共同研究を開始している。

## 【中国のFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況	
香港	締結済	2004年1月発効(CEPA)。 ⇒2006年1月1日より香港原産の全品目について関税撤廃。 ※原産地規則は「加工工程基準」、「関税番号変更基準」、「現地調達比率(=累積付加価値)30%以上」の品目が分かっている。
マカオ	締結済	2004年1月発効(CEPA)。 ⇒2006年1月1日よりマカオ原産の全品目について関税撤廃。 ※原産地規則は「加工工程基準」、「関税番号変更基準」、「現地調達比率(=累積付加価値)30%以上」の品目が分かっている。
ASEAN	締結済	2002年11月FTAの枠組みに基本合意。 ⇒農林水産物500品目の関税を2004年1月から引き下げ2006年1月ゼロに(アーリーハーベスト) 2004年11月物の貿易に関わるASEAN中国FTA協定署名。 ⇒2005年7月1日からノーマルトラック品目の関税下げ開始。 ⇒原加盟6カ国のノーマルトラック品目の関税撤廃を2010年に達成。 ⇒新加盟4カ国(ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア)のノーマルトラック品目の関税を2015年に撤廃。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
パキスタン	締結済	2005年4月アーリーハーベストの実施について協定締結。 2006年1月アーリーハーベスト開始。2008年1月1日までに対象品目の関税撤廃。 2006年11月調印。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」、「現地調達比率(=累積付加価値)40%以上」。 詳細HPご参照。http://www.commerce.gov.pk/PCFTA.asp
チリ	締結済	2005年11月締結。2006年10月商品関税引き下げ協定発効。
SACU(※2)	交渉中	2004年6月交渉開始合意。
ニュージーランド	交渉中	2004年12月交渉開始。
GCC(※1)	交渉中	2005年4月交渉開始。
オーストラリア	交渉中	2005年5月交渉開始。
シンガポール	交渉中	2006年8月交渉開始。
インド	共同研究	2005年4月共同研究開始。
アイスランド	共同研究	2006年3月共同研究開始。
韓国	共同研究	2006年11月共同研究開始で合意。
ペルー	共同研究	2007年2月共同研究開始で合意。

(出所)各種報道、経済産業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

※1. GCC=湾岸協力会議。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE

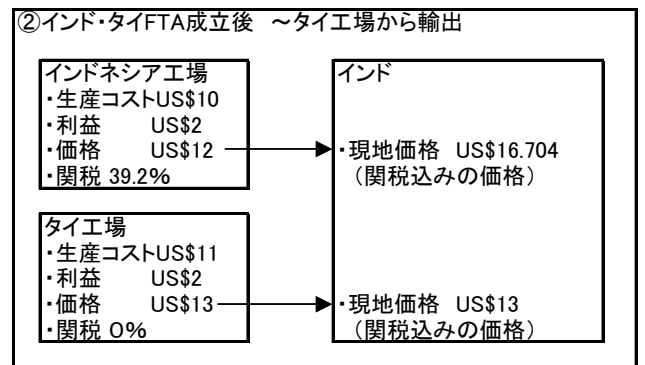
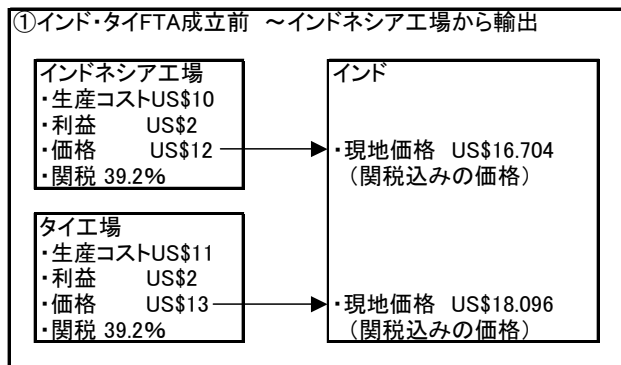
※2. SACU=南部アフリカ関税同盟。南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド

#### 4. ASEAN・インド・豪州進出日系企業へのFTAのインパクト

二国間や地域間のFTAの成立により企業にとっては、①関税引き下げのメリットが生じるケース、②FTA対象エリアに進出していないため、対象エリア内の競合他社比競争上不利になるケースが考えられる。FTA成立による関税率変更が自社製品の原料・部品調達や製品輸出にどのような影響を与えるか個別品目毎にコスト・メリット計算が必要。またAFTAのところで述べたように実際に申請や原産地証明の取得が煩雑でないかなども要検討事項となる。

##### 【FTAのインパクト検討の例】

- ・A社はタイとインドネシアに工場を持つ
- ・現在、生産コストの安いインドネシアからインドに商品Bを輸出中
- ・インドとタイのFTA成立で商品Bのタイからインドへの輸出関税がゼロになった



※②のタイ工場からの輸出で関税0%のメリットを受けるにはタイにおける現地調達率が40%か50%必要(いずれかは未定)

## 5. FTA 関連用語

- (1) **自由貿易協定 (FTA : Free Trade Agreement)** …①**自由貿易協定 (FTA)**とは加盟国間の関税・数量規制を撤廃する協定。さらに②**関税同盟 (Customs Union)**と③**中間協定 (Interim Agreement)**まで含めてGATT・WTOでは「地域貿易協定」と総称している。普通、FTAという場合は、①②③を総称していることが多い。関税同盟とは加盟国間の域外への関税率・通商規則を同一にするもの。EU、EUとトルコなどの諸国、南米南部共同市場(メルコスール)などがある。GATT24条では地域貿易協定の条件として、①加盟国間の実質上の全貿易について関税その他の制限的通商規則を廃止すること(24-8-1)、②非加盟国向けの障壁を加盟国の協定成立前の水準より高めない(24-5-a)、③中間協定は例外的な場合を除き10年を超えるべきではない(24-5-c、24-8-a-i)、などを示している。
- (2) **経済連携協定 (EPA : Economic Partnership Agreement)** …貿易自由化だけでなく、投資自由化や様々な二国間協力を含む協定を経済連携協定と表現している。日本がはじめて締結したFTAであるシンガポールとの間でのFTAは広範な協定であるため「日・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)」という呼称になっている。その後締結されている日本とASEAN諸国との協定も経済連携協定(EPA)である。
- (3) **原産地規則 (ROO : Rules of Origin)** …FTA締結国間の自由貿易の対象品目は、締結国間の原産品に限定される。そうしないとFTA成立で第三国の製品が締結国を經由して流入するためである。原産地要件には、①関税番号変更(タリフジャンプ)要件(CTC=Change in tariff classification)、②現地調達比率(ローカルコンテンツ)要件(VA=Value-Added Rule: ie. Local content rule)、③加工工程基準、があり、①と②の両方が採用されているFTAも多い。①は当該国内で、原材料・部品の関税分類から最終製品の関税分類が一定以上変更されていれば最終製品を当該国の原産品と認めるもの。②はある物品の一定割合以上の付加価値が当該国内で付加されていれば当該品を締結国の原産と認めるもので、累積付加価値基準とも呼ばれる。②は付加価値条件がクリアされているかどうかの判断があいまいになりがちのため、①の方が正確・客観的とされる。AFTAの原産地規則には②が採用されており付加価値の割合は40%と低いためAFTAは自由度の高いFTAとされる。

【①の例】 水 + モルト + その他 = ビール  
 Water + Malt + Other inputs = Beer  
 11 25, 32 2203

【②の例】 現地調達比率40%以上のものを当該国原産品と認めるケース  
 ・モルトを成分としたスパークリング飲料(このケースでは現調率70%)  
 砂糖 + ビール + ジュース(輸入) + 人件費 + 利益 = スパークリング飲料  
 Sugar + Beer + Juice(import) + Manpower cost + profit = Sparkling beverage  
 US\$1 2 3 3 1 10

なお、輸出する製品が輸出国で生産されたものであることを証明するためには、輸出国側で「特定原産地証明書」を取得する必要がある。この証明書は各国の商工会議所が発行する。

- (4) **HSコード (Harmonized System codes)** …貿易される物財を分類する国際基準である。個別品目の関税率を決めるのに利用される6ケタもしくは8ケタの数字で示されるもの。企業

の方が自社製品の関税率を調べるには、まず自社製品のHSコードを知ることが必要となる。

- (5) **自由貿易協定の効果**・・・自由貿易協定の「貿易に与える効果」は静態的效果「①貿易創出効果、②貿易転換効果、③交易条件効果」と動態的效果「④市場拡大効果、⑤競争促進効果」に分けられる。近年重視されているのは動態的效果「市場拡大、競争促進」が加盟国にも非加盟国にもメリットを与えることである。

- ① 貿易創出効果・・・FTA加盟国間の貿易障壁撤廃により加盟国間の貿易が創出される効果
- ② 貿易転換効果・・・FTA成立でFTA外の国からの効率的な輸入が非効率的な加盟国の輸入に代替される効果
- ③ 交易条件効果・・・加盟国間の貿易量拡大が非加盟国に影響し加盟国の交易条件を改善させる効果
- ④ 市場拡大効果・・・貿易障壁撤廃で市場が拡大し、生産・流通において規模の経済性実現と最適立地が可能になる効果
- ⑤ 競争促進効果・・・市場統合により加盟地域内の寡占産業において競争が促進され効率的な生産が実現する効果

自由貿易の投資に与える効果には「投資転換効果」がある。FTAによる域内市場形成をターゲットとした投資の流入が生じる他、域内で効率的な生産が可能になれば輸出を目的とした投資も増加する。

- (6) **GATT(General Agreement on Tariffs and Trade : 関税と貿易に関する一般協定)**・・・1947年創設。最恵国待遇が重要な原則。加盟国増加と共に交渉が難しくなり第6回のケネディラウンド以降加盟国が集まり原則全品目の関税を対象とする関税交渉が行われるようになった。東京ラウンドで非関税障壁を削減、ウルグアイ・ラウンド(1986～1994)での農業・繊維・サービス分野の自由化を推進した。
- (7) **WTO(World Trade Organization : 世界貿易機関)**・・・GATTは協定であり機関ではなかった。WTOは1995年1月にGATTを機関組織に引き上げたもの。
- (8) **GATS (General Agreement on Trade in Service : サービス貿易に関する一般協定)**・・・WTO協定の一部。金融、運輸、電気通信などサービス貿易に関する各国政策についての規定。
- (9) **最恵国待遇(MFN : Most favored nation clause)**・・・通商交渉の結果、決まった関税・投資条件を第三国にも供与すること。GATT第1条で定められている。逆にいうと加盟国が特定国との間でのみ関税を引き下げることが許されない。FTAは最恵国待遇の例外となっている。これはFTA締結で貿易自由化が推進されるというメリットがあると考えられるためである。
- (10) **早期関税引き下げ措置(アーリーハーベスト)**・・・FTA実現に先立ち特定品目の関税を前倒しで引き下げること。中国がASEAN諸国に配慮して農産品の関税を下げる、インドとタイのFTAで82品目の関税下げを先行するなどの動きがある。
- (11) **授権条項(Enabling Clause)**・・・開発途上国に対する貿易上の特別待遇の根拠になるもの。GATT第1条最恵国待遇の例外と見なされている。1979年東京ラウンドで合意された。GATT24条との関係は明確でない。開発途上国のみで加盟国が構成されるFTAについては授権条項と

GATT24条の両方を勘案しWTO貿易開発委員会(CTD)が審査する。AFTAなどは授權条項に基づくFTA。

- (12) **スパゲティー・ボウル現象(Spaghetti Bowl Phenomenon)**・・・FTAが各国・各地域で数多く形成されると協定間の関係が煩雑になりスパゲティーがもつれるように通関システムに不都合が生じるという意見。バグワティー教授(Jagdish Bhagwati、現米国コロンビア大学教授、貿易理論専攻の経済学者)が名づけた。
- (13) **源泉統合計画 (ISI : Integrated Sourcing Initiative)**・・・米国・シンガポールFTAにおいて取り上げられた概念。原産地規則は通常締結国間に適用されるが、米国・シンガポールFTAにおいてはIT製品と医療機器の合計 152 品目がISI品目としてシンガポールから米国に無税で輸出できることになった。

## 6. FTA 関連サイトと参考文献

### 《 FTA 関連サイト 》

ASEAN 事務局： <http://www.aseansec.org> …AFTA、AICO スキーム、各国との FTA 交渉

「Framework Agreement On Comprehensive Economic Co-operation Between The Association Of South East Asian Nations And The Peoples Republic Of China」ASEAN 事務局 <http://www.aseansec.org.13197.htm>

シンガポール政府 FTA サイト： <http://www.fta.gov.sg/index1.htm>

経済産業省FTAサイト： [http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html)

インド政府商工業省サイト： <http://commerce.nic.in/thailand.htm> …インド・タイFTA

オーストラリアのFTA <http://www.fta.gov.au/>

タイのFTA [http://www.thaifta.com/english/index\\_eng.html](http://www.thaifta.com/english/index_eng.html)

オーストラリア・米国 FTA についての米国側のサイト

[http://www.ustr.gov/Trade\\_Agreements/Bilateral/Australia\\_FTA/Final\\_Text/Section\\_Index.html](http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Australia_FTA/Final_Text/Section_Index.html)

### 《 参考文献 》

AREA Report 76 「ASEAN・インドにおける FTA の進行状況」2004 年 5 月 18 日

AREA Report 111 「『ASEAN-中国 FTA (ACFTA)』の動向」2006 年 6 月 8 日

AREA Report 116 「オーストラリアにおける FTA の進行状況」2006 年 10 月 13 日

AREA Report 133 「『日タイ経済連携協定 (JTEPA)』に署名」2007 年 5 月 18 日

「南洋羅針盤」各号 三菱東京 UFJ 銀行アジア法人業務部

「東アジア市場統合への道」渡辺利夫編 劉草書房 2004 年 2 月

「FTA ガイドブック」浦田秀次郎編 JETRO 2002 年 11 月

「AFTA の現状と企業の対応」JETRO バンコクセンター 2003 年 9 月

「中国・ASEAN 自由貿易地域について」外務省 アジア大洋州局地域政策課 2003 年 5 月

「AFTA」青木健編 JETRO 2001 年 10 月

(アジア法人業務部 北村広明)

E-mail: [hiroaki\\_kitamura@sg.mufg.jp](mailto:hiroaki_kitamura@sg.mufg.jp)

TEL: (シンガポール) 65-62311786

※本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。